

2010年3月

発行登録追補目論見書



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年3月30日満期
ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）

－ 売 出 人 －

エイチ・エス証券株式会社

(注) 発行会社は、平成 22 年 2 月 3 日及び同年 3 月 2 日付で「2025 年 3 月 25 日満期 早期円償還・満期豪ドル償還条項付パワー・クーポン社債 (1 年固定型) (愛称：パワー・デュアル債 (円/豪ドル))」の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法 (その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。) に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

本社債は、合衆国税法の適用を受けます。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、1986 年合衆国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有しております。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

The Notes are subject to U.S. tax law requirements and may not be offered, sold or delivered within the United States or its possessions or to a United States person, except in certain transactions permitted by U.S. taxation regulations. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by the U.S. Internal Revenue Code of 1986 and regulations thereunder.

2. 本社債はブラジル・リアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・リアルで表示されますが、その支払いは、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 21-外 20-4

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 22 年 3 月 5 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当取締役
(Group Finance Director)
クリストファー・ルーカス
(Christopher Lucas)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 樋 口 航
同 飛 岡 和 明

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 20,000,000 ブラジル・リアル (円貨換算額 991,800,000 円)

(上記円換算額は 1 ブラジル・リアル=49.59 円の換算率 (2010 年 3 月 3 日現在の PTAX レートとしてブラジル中央銀行により発表されたブラジル・リアル/円の売買相場の仲値の逆数として計算されるレート) による。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 21 年 8 月 13 日
効力発生日	平成 21 年 8 月 21 日
有効期限	平成 23 年 8 月 20 日
発行登録番号	21-外 20
発行予定額	10,000 億円

【これまでの売出実績】

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
21-外 20-1	平成 21 年 9 月 4 日	450 億円	該当なし。	
21-外 20-2	平成 21 年 9 月 25 日	815,000,000 円		
21-外 20-3	平成 21 年 12 月 14 日	612,000,000 円		
実績合計額		46,427,000,000 円	減額総額	0 円

【残額】

953,573,000,000 円

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 該当なし。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
第2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	2
第二部 公開買付けに関する情報	26
第三部 参照情報	26
第1 参照書類	26
第2 参照書類の補完情報	26
第3 参照書類を縦覧に供している場所	26
第四部 保証会社等の情報	26
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	27
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	28
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	65

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

「計算代理人」

「英国」又は「連合王国」

「円」又は「円貨」

「ブラジル・リアル」

「米ドル」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

日本の法定通貨

ブラジル連邦共和国の法定通貨

アメリカ合衆国の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年3月30日満期ブラジル・リアル建社債（円貨決済型）（以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額又は売 出振替社債の総額	20,000,000 ブラジル・リアル(注2)	売出価額の総額	20,000,000 ブラジル・リアル(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000 ブラジル・リアル
償還期限（満期日）	2015年3月30日（ロンドン時間）（以下「満期予定日」という。）（注3）		
利率	年率9.45%		
売出しに係る社債 の所有者の住所及び 氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 （以下「売出人」という。） 東京都新宿区西新宿6-8-1		
摘要	<p>(1) 利払日 利息は2010年3月30日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、上記利率を付し、2010年9月30日を初回として、満期日（その日を含む。）までの期間、毎年3月30日及び9月30日（ロンドン時間）（以下「利払予定日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払予定日（その日を含む。）から翌利払予定日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、6か月分を円貨で後払いする。利払予定日が営業日でない場合には、利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、調整が行われなければ利払予定日の直前の「観察日」（以下に定義される。）であったはずの観察日が「翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整された場合、又は「為替観察延期」（以下に定義される。）が適用された場合には、利払日は当該観察日の後可能な限り早い日（但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）とする。なお、発行会社はかかる利払日の延期につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。</p> <p>(2) その他 その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p> <p>発行会社は、本社債に関し、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスから2010年2月22日にAA-の格付を取得した。発行会社の長期債務には、本書の作成日現在、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスによりAA-の格付が付与されている。</p>		

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2009年8月5日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記（注2）に記載のマスター代理人契約に基づき、2010年3月29日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 本社債は、発行会社（以下「発行会社」という。）、保証会社、計算代理人（以下「計算代理人」という。）としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行会社としてのパークレイズ・キャピタル（ケイマン）リミテッド、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、

「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義する。）及び特定のシリーズの本社債の発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人（以下において定義する。）及び特定のシリーズの本社債の発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。）と、ニューヨークにおける登録機関（以下「ニューヨーク登録機関」という。）兼米国における主たるワラント代理人（以下「米国における主たるワラント代理人」という。）兼ニューヨーク市における代理人（以下「ニューヨーク代理人」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人（以下「ルクセンブルク代理人」という。）兼ルクセンブルクにおける登録機関（以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。）としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク（ルクセンブルク）エスエー、並びに計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッドの間において2009年8月5日付で締結された代理人契約（以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時更新又は補足される代理人契約を含む。）に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券（以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」又は「包括社債」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii)包括社債券との交換（又は一部交換）により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、マスター代理人契約及び適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件」「社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2009年8月5日付で発行会社により発行された約款（Deed of Covenant）の利益を享受する権利を有する。

(注3) 満期日は、修正翌営業日調整により調整される場合がある。但し、「償還金額決定為替観察日」（以下に定義される。）が翌営業日調整により調整された場合、又は為替観察延期が適用された場合には、満期日は償還金額決定為替観察日の後可能な限り早い日（但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）とする。

なお、発行会社は満期予定日から満期日までの期間につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100% (注1)	申込期間	2010年3月5日から 2010年3月26日まで
申込単位	額面10,000ブラジル・レアル以上 額面10,000ブラジル・レアル単位	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店及び所定の営業所(注2)	受渡期日	2010年3月30日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所及び氏名又は名称	該当なし	売出しの委託契約の内容	該当なし

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格をブラジル・レアルにて支払う。

(注2) 本社債の申込及び払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この（注3）において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国若しくはその属領内において、又は合衆国人（United States Person）に対して本社債の募集、売出し又は交付を行ってはならない。この（注4）において使用された用語は、1986年合衆国内国歳入法及びそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

- (1) 本社債には、上記「1. 売出有価証券－売出社債（短期社債を除く。）－利率」に記載の利率で、2010年3月30日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間について、額面に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が（以下に規定されるとおり）発行会社の選択により期限前に償還されない限り、2010年9月30日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの各年3月30日及び9月30日（ロンドン時間）（以下「利払予定日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払予定日（その日を含む。）から翌利払予定日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について円貨で後払いされる。利払予定日が営業日でない場合には、利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、調整が行われなければ利払予定日の直前の観察日であったはずの観察日が翌営業日調整により調整された場合、又は為替観察延期が適用された場合には、利払日は当該観察日の後可能な限り早い日（但し、いかなる場合でも当該観察日から2営業日以内の日）とする。なお、発行会社はかかる利払日の延期につき利息その他の追加額を支払う義務を負わない。

「営業日」とは、利払日及び満期日の決定に関して、(i)サンパウロ、リオデジャネイロ、又はブラジリア、(ii)東京、(iii)ロンドン及び(iv)ニューヨーク（但し、約定日（平成22年2月22日）後の「予定外休日」（以下に定義される。）の場合には、上記のうち東京、ロンドン及びニューヨークのみ）において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる調整方法をいう。

「修正翌営業日調整」とは、当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

利息額の決定

各利息計算期間につき、当該利息計算期間最終日の直前の観察日となる予定の観察日時点で計算代理人が以下の算式により決定する、円貨建ての1社債当たりの利息額

$$\text{利率} \times \text{額面金額} \times \text{外国為替レート1 (1円未満四捨五入)}$$

「外国為替レート1」とは、観察日について、当該観察日時点の円/リアル参照レートの逆数として計算されるレートをいう。

「円/リアル参照レート」とは、観察日の午後 6 時頃（サンパウロ時間）にブルームバーグの「BZFXJPY<Index>」のページ上に円/リアルのアスク・レートとして表示される、2 営業日以内に決済される日本円のための円/リアルのオファード・レート（1 円当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）をいう。当該数値は、小数点以下第 3 位を四捨五入する。

当該観察日（又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日）において、何らかの理由により円/リアル参照レートが入手できない場合には、当該観察日の円/リアル参照レートは、以下の算式に従って計算代理人により決定される。

リアル直物レート/円直物レート（小数点以下第 3 位を四捨五入）

「円直物レート」とは、観察日について、当該観察日の午後 4 時頃（ロンドン時間）にブルームバーグの「WMC0」のページ上に「Bid」の見出しのもと、また「JPY」の右欄に表示される、米ドル/円のビッド側の為替レート（1 米ドル当たりの円の数値で表示される。）をいう。但し当該観察日の当該時間までに上記のとおりレートが表示されない場合には、計算代理人が、その単独の裁量により、自身が適当と判断する情報及び手法を用いて円直物レートを決定する。

「リアル直物レート」とは、観察日について、リアル PTAX レート（BRL09）をいう。

「リアル PTAX レート」又は「BRL09」は、レート計算日に関する直物レートとして、ブラジル中央銀行が当該レート計算日の午後 6 時頃（サンパウロ時間）までに SISBACEN データシステム上に取引コード PTAX-800（「Consulta de Cambio」又は「Exchange Rate Enquiry」）の「Option 5」（Cotacoes para Contabilidade）又は「Rates for Accounting Purposes」）のもとで表示する 2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・リアル/米ドルのオファード・レート（1 米ドル当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）が使用されることを意味する。

「観察日」とは、各利払予定日及び満期予定日（適宜）の 10 営業予定日前にあたる各日（以下「観察予定日」という。）（但し、当該日が予定外休日である場合には、翌営業日調整により調整が行われる。）をいう。前記にかかわらず、当事者が、約定日（平成 22 年 2 月 22 日）時点においてニューヨークにおける営業予定日でない観察予定日を指定した場合でも、当該日がニューヨークにおける営業日でないことを理由に調整が行われることはない。

「償還金額決定為替観察日」とは、満期予定日の 10 営業予定日前にあたる日（必要に応じて上記のとおり調整された日）をいう。

「営業日」とは、観察日及び償還金額決定為替観察日の決定に関して、(i)サンパウロ、リオデジヤネイロ又はブラジリア、及び(ii)ニューヨーク市において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「営業予定日」とは、予定外休日が発生又は継続しなければ観察日の決定に適用される営業日となる各日をいう。

「予定外休日」とは、非営業日であり、市場が当該観察予定日の2営業日前の午前9時（参照通貨（ブラジル・レアル）の主な金融センター（サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジリア）の現地時間で）までに（公的発表又はその他の公的に入手できる情報を参照することにより）当該日が非営業日であるという事実を覚知できなかった日をいう。

予定外休日の発生に伴い観察予定日に翌営業日調整が適用されることとなり、当該観察日が観察予定日から連続して30日間以内に到来しない場合（以下「延期期間」という。）には、延期期間後の、予定外休日が発生していなければ営業日であったと思われる次の日が当該観察日であるとみなされる。

本要項における別段の記載にかかわらず、いかなる場合においても(i)観察予定日が予定外休日により延期されている、又は(ii)「為替観察延期」（以下に定義される。）が発生している（又は(i)及び(ii)の双方が発生している）連続した暦日の総数は、30暦日を超えてはならない。したがって、(x)かかる30日間が経過した時点で、予定外休日が発生し又はかかる期間後も継続している場合には、当該日を当該観察日とみなし、(y)かかる30日間が経過した時点で、「価格ソース障害」（以下に定義される。）が発生し又はかかる期間後も継続している場合には、為替観察延期は適用されず、当該観察日のレアル直物レートは下記「2. 償還及び買入れ」「(3) 障害フォールバック」に記載の「障害フォールバック」に従って決定される。

- (2) 利息は、毎月30日の12か月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1か月に満たない期間は、実際に経過した日数による。
- (3) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式の表示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

後記の規定に従い期限前に期限前償還、買入れ又は消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、満期日に計算代理人が以下の算式に従って決定した金額（以下「満期償還額」という。）にて償還される。

$$100\% \times \text{額面金額} \times \text{外国為替レート} 2 \text{ (1円未満四捨五入)}$$

満期償還額は円貨で支払われ、満期日に本社債につき支払われる利息も円貨で支払われる。

「外国為替レート2」とは、「外国為替レート1」と同じ意味を有する。但し、「観察日」についての記述は、「償還金額決定為替観察日」についての記述であるとみなす。

(2) 発行会社課税事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の期限前償還又は調整

発行会社は、「発行会社課税事由」（本要項第5項に定義される。）及び/又は「法の変更」（以下に定義される。）及び/又は「ヘッジ障害」（以下に定義される。）及び/又は「ヘッジ費用の増加」（以下に定義される。）が発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量により、以下を行うことができる。

- (a) 計算代理人に、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本社債に及ぼす経済的効果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われぬ。計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、計算代理人及び/又は発行会社によりなされた判断及び/又は調整につき所持人、社債権者又はその他の者に対して責任を負わない。
- (b) 本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日において「期限前償還額」（以下に定義される。）により当該シリーズの本社債のすべてを償還すること。

「法の変更」とは、本社債の約定日（2010年2月22日）以降、(A)適用される法律若しくは規則（税法を含むがこれに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更により、又は(B)正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局による適用される法律若しくは規則の解釈の公表若しくは変更（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量にて(X)発行会社及び/若しくはその関連会社が本社債に関連するヘッジ・ポジションを保有、取得、取引、若しくは処分することが違法となったか、又は(Y)発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる（租税債務

の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。)と判断した場合をいう。

「ヘッジ障害」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A) 本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができない事態をいう。

「ヘッジ費用の増加」とは、発行会社及び/又はそのいずれかの関連会社が(A) 本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課徴金、費用又は料金(委託売買手数料を除く。)の金額が(本社債の約定日(2010年2月22日)において存在する状況と比較して)著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「期限前償還額」とは、本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の当該社債の時価に対して、本社債の期限前償還又は消却にあたり発行会社により(又は発行会社に代わって)負担される(又は負担されることが予想される)すべての費用、損失、経費及びその他の経費(ヘッジ解除費用及び期限前返済手数料(実費であるか名目金額であるかを問わない。))を含むが、これにより前記を反復又は制限するものではない。)を考慮した調整を行った金額として計算代理人が決定した本社債の指定券面額当たりの金額をいう。計算代理人は、期限前償還額の決定にあたり、実勢市場価格及び/若しくは独自の価格決定モデルを使用することができ、又は(これらの価格決定方法により商業上合理的な結果が得られないと思われる場合には、)かかる期限前償還額を商業上合理的な方法により見積もることができる。期限前償還額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的な範囲で可及的速やかに、計算代理人により決定される。計算代理人は、「債務不履行事由」(以下に定義される。)の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。

(3) 障害フォールバック

レアル直物レートに関して外国為替障害事由が発生した場合、以下のフォールバック規定が適用される。但し、障害フォールバック規定に関して、外国為替障害事由とは、「価格ソース障害」(以

下に定義される。)又は「価格に関する重大事由」(以下に定義される。)の発生を意味するものとみなされる。

観察日(又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日)において外国為替障害事由が発生し継続している場合には、リアル直物レートは、以下の障害フォールバック規定に記載の、最初に適用される障害フォールバックの条件に従って計算代理人により決定される。

上記において「障害フォールバック規定」とは、障害フォールバック 1、障害フォールバック 2、障害フォールバック 3 及び障害フォールバック 4 のそれぞれをいう。外国為替障害事由の発生後に観察日のリアル直物レートを決定する場合、計算代理人はまず、障害フォールバック 1 の規定を適用することにより当該観察日のリアル直物レートを取得するよう努める。障害フォールバック 1 の規定を適用しても当該観察日のリアル直物レートを得られない場合、計算代理人は障害フォールバック 2 の規定を適用することにより当該観察日のリアル直物レートを決定するよう努める。また、障害フォールバック 2 の規定を適用しても当該観察日のリアル直物レートを得られない場合は、計算代理人は障害フォールバック 3 の規定を適用することにより当該観察日のリアル直物レートを決定する。障害フォールバック 3 の規定を適用してもなお当該観察日のリアル直物レートを得られない場合には、計算代理人は障害フォールバック 4 の規定を適用することにより当該観察日のリアル直物レートを決定する。

「障害フォールバック 1」とは、「EMTA ブラジル・リアル産業調査レート (BRL12)」(以下に定義される。)をいう。

「障害フォールバック 2」とは、価格ソース障害が消滅した直後の最初のサンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジリア及びニューヨークにおける営業日における EMTA ブラジル・リアル産業調査レート (BRL12) をいう。但し、価格ソース障害が(価格ソース事由が発生していなければ観察日であったはずの日から起算して)最大延期日数に相当する連続した暦日間継続した場合(かかる事態を、以下「為替観察延期」という。)はこの限りではない。

「障害フォールバック 3」とは、最大延期日数(以下に定義される。)が経過した後の最初の営業日における「EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レート (BRL13)」(以下に定義される。)をいう。

「障害フォールバック 4」とは、計算代理人が、自身が誠実な判断により関係あると判断する一切の情報を勘案した上で当該観察日のリアル直物レートを決定することを意味する。

「最大延期日数」とは、30 暦日をいう。

本社債に関して、(i)レアル PTAX レート又は BRL09、(ii)EMTA ブラジル・レアル産業調査レート又は BRL12、及び(iii)EMTA ブラジル・レアル・インディカティブ調査レート又は BRL13 において言及されている「営業日」とは、「サンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジルにおける営業日」を意味するものとみなされる。

「価格ソース障害」とは、ある観察日（又は、通常であれば当該観察日のレートが当該価格ソースにより公表又は発表される日）において、又はかかる日に関して、外国為替レートを取得することが不可能又は実行不能となることをいう。

「価格に関する重大事由」とは、プライマリー・レート（以下に定義する「レアル PTAX レート (BRL09)」）と、セカンダリー・レート（以下に定義する「EMTA ブラジル・レアル産業調査レート (BRL12)」又は「EMTA ブラジル・レアル・インディカティブ調査レート (BRL13)」）（適宜）との差異が、「価格に関する重大パーセンテージ」（3%）以上であるという事態が発生した場合（但し、観察日において EMTA ブラジル・レアル産業調査又は EMTA ブラジル・レアル・インディカティブ調査に対する回答が不十分な場合も「価格に関する重大パーセンテージ」の要件が満たされたものとみなされる。）をいう。

「レアル PTAX レート」又は「BRL09」は、レート計算日に関する直物レートとして、ブラジル中央銀行が当該レート計算日の午後 6 時頃（サンパウロ時間）までに SISBACEN データシステム上に取引コード PTAX-800（「Consulta de Cambio」又は「Exchange Rate Enquiry」）の「Option 5」（Cotacoes para Contabilidade）又は「Rates for Accounting Purposes」）のもとで表示する 2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・レアル/米ドルのオファード・レート（1 米ドル当たりのブラジル・レアルの数値で表示される。）が使用されることを意味する。

「EMTA ブラジル・レアル産業調査レート」又は「BRL12」は、レート計算日に関する直物レートとして、当該レート計算日の午後 3 時 45 分頃（サンパウロ時間）又はその後可及的速やかに EMTA のウェブサイト（www.enta.org）において公表される、2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・レアル/米ドルの指定レート（1 米ドル当たりのブラジル・レアルの数値で表示される。）が使用されることを意味する。直物レートは、EMTA ブラジル・レアル産業調査方法論（EMTA ブラジル・レアル産業調査レートを決定するためにブラジル・レアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者であるブラジルの金融機関の集中化された産業界全般の調査のための 2004 年 3 月 1 日付の方法論（その後の修正を含む。）を意味する。）に従って EMTA（又は EMTA がその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー）により計算される。

「EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レート」又は「BRL13」は、レート計算日に関する直物レートとして、当該レート計算日の午後 12 時頃（サンパウロ時間）又はその後可及的速やかに EMTA のウェブサイト（www.emta.org）において公表される、2 営業日以内に決済される米ドルのためのブラジル・リアル/米ドルの指定レート（1 米ドル当たりのブラジル・リアルの数値で表示される。）が使用されることを意味する。直物レートは、EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査方法論（EMTA ブラジル・リアル・インディカティブ調査レートを決定するためにブラジル・リアル/米ドル直物為替市場の活発な参加者である金融機関の集中化された産業界全般の調査のための 2004 年 3 月 1 日付の方法論（その後の修正を含む。）を意味する。）に従って EMTA（又は EMTA がその単独の裁量で選定するサービス・プロバイダー）により計算される。

(4) 外国為替障害事由が発生した場合の手続

いずれかの時点で一つ又は複数の強制的外国為替障害事由又は選択的外国為替障害事由（以下に定義する。）が発生し、継続している場合、発行会社はその単独かつ絶対的な裁量において、下記ア乃至エに掲げる行為のうち一つ又は複数を行うことができる。

ア 関連する償還金額及び/又は本社債に関して支払われる金額から、かかる外国為替障害事由に関連して発生した費用、経費、料金及び/控除額に相当する金額として計算代理人が計算した金額を控除すること。

イ クーポン判定日、利払日、任意期限前償還日、期限前償還日、並びに/又は関連する償還金額及び/若しくはその他の本社債に関して支払われる金額の支払を調整すること。

ウ （価格ソース障害（以下に定義する。）の場合は）下記①又は②を特定し、採用すること。

① 計算代理人がその単独の裁量により選択した、適切かつ代替的な価格又はレートソース或いは決定方法（ディーラー調査、又は関連する外国為替に相当する為替レートを表示する上で当該ページ若しくはサービスの代替となるその他の公表ページ若しくはサービスを参照することもできるが、参照しなくともよい。）

② 日本円又はブラジル・リアルの代替。

エ 本要項に基づいて行使することができる権利を行使する（上記(3)に規定されている消却又は調整に関する権利の行使を含むが、これに限らない。）にあたり、関連する外国為替障害事由を、本社債につき追加障害事由が発生したものとして取り扱うこと。

「強制的外国為替障害事由」とは、（計算代理人の単独の判断において）以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

① 通貨の切替え：関連する通貨が存在しなくなり、新通貨に切り替えられた場合。

- ② 二重の為替レート：関連する外国為替が二つ又はそれ以上の為替レートに分かれた場合。
- ③ 政府機関事由：関連する法域の政府機関が、発行会社が本社債に関するその債務をヘッジする能力又はかかるヘッジを解除する能力に重大な影響を及ぼす可能性のある規制を課す予定につき公告を行った場合。
- ④ 非流動性：発行会社が通貨を取得すること若しくは適当な金額の関連する外国為替を取得若しくは使用することが不可能又は実行不能となり、又はその可能性がある場合。
- ⑤ 転換不能性：発行会社が慣例的かつ合法的なルートを通じてある関連通貨を別の通貨に転換することが不可能及び/又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由（遅延、費用の増加若しくは差別的な為替レート、又はある通貨の別の通貨への還流に関する現在若しくは将来の制限により転換性を阻害又は制限するという直接的又は間接的影響を持つ事由を含むが、これに限らない。）が発生した場合。
- ⑥ 送金不能性：発行会社が決済通貨その他関連する通貨を当該口座に送金することが不可能及び/又は実行不能となり、或いはその可能性を生じさせるような事由が関連法域において発生した場合、或いは関連法域に影響を及ぼすそのような事由が生じた場合。
- ⑦ 価格ソース障害：クーポン判定日において、又クーポン判定日に関して、関連する外国為替を取得することが不可能又は実行不能となった場合。

「選択的外国為替障害事由」とは、本社債に関して、「価格に関する重大事由」の発生をいう。

(5) 買入れ及び消却

発行会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社により又は発行会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社及び保証会社の義務は免除される。

3. 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の事務取扱店舗において当該社債券及び関連する利札を発行・支払人に呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額の一部の支払若しくは一部の交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また当該社債の決済条件に従うことを条件として行われ、(i)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する円貨での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(ii)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

本要項において、「支払日」とは、以下の(a)及び(b)の双方を満たす日をいう。

(a) (i)社債券が呈示される場所、(ii)ロンドン、東京、ニューヨーク及びサンパウロ、リオデジャネイロ又はブラジルにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(b) 以下のいずれかに該当すること。

(i) ユーロ以外の通貨で支払われる金額に関しては、当該通貨を使用している国の主な金融センターにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日。

(ii) ユーロで支払われる金額に関しては、欧州自動即時グロス決済高速振替（TARGET）システムが稼動している日。

本社債に関する支払期日が支払日でない場合、かかる支払は当該場所における翌支払日まで行われず、かかる社債の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利払は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利払に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行、消却、又は最終現金決済金額及び/又は期限前現金決済金額及び/又は本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、又はそれらに関連して支払われるべき一切の租税を支払わなければならない。関連する発行会社は、かかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関）により又は英国内で賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において(i)「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、(ii)「利息」は一切の利息額及び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(iii)「元本」及び/又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、期限前現金決済金額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する。

- (a) 本社債の利息が支払期日から 14 暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額（以下「留保金額」という。）が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる 14 暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なうものであり、且つ当該違反が、本社債の元本金額の少なくとも 10 分の 1 を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから 30 暦日以内に治癒されない場合。
- (c) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

7. 時効

発行会社に対する、本社債又は利札にかかる支払又は交付に関する請求は、それらについての適切な支払日から 10 年（元本の場合）又は 5 年（利息の場合）以内に行われえない限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代わりの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又はその他の関連当局により取引を認められている場合は）関連証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び/又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び/又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でない判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でない
と判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的
な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済シス
テム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者
に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を
負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において
社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又
は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵
守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を
行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第 10 項に従っ
てその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を
受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマ
スター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者
の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも 21 暦日（通知が送付された
日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知
が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の 10%以上を保有す
る社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義
する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債
の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する 2 名以上の者とする。但し、かかる集会の
議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点におい
て発行済みの本社債の額面金額の 75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する 2 名
以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社
債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の

償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii) 本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv) 適用ある最終条件書に、利率の上限及び/若しくは下限、若しくは決済金額若しくは受領可能資産の上限及び/若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び/若しくは下限を引き下げること、(v) 決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi) 本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、(vii) 社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること、又は(viii) 保証契約を変更若しくは解除すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議（以下「特別決議」という。）とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、償還されていない本社債を除いて、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社及び保証会社の代理人としてのみ行爲するものであり、社債権者に対していかなる義務も負わず、また社債権者のために或いは社債権者との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(i) 発行・支払代理人1名、(ii) (記名式社債券に関しては) 登録機関1名、(iii) (記名式社債券に関しては) 名義書換代理人1名、(iv) (本要項により要求される場合には) 1名又は複数の計算代理人、(v) 欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(vi) 本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(vii) EC 理事会指令(2003/48/EC)又は2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するそ

の他の指令を施行する法律に従って税金の源泉徴収又は控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社若しくは保証会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第10項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社、保証会社及び諸代理人の責任

発行・支払代理人及び計算代理人（場合に応じて）は、本要項に基づいて行なわれた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定はすべて（明白な誤りの場合を除く。）、発行会社、保証会社、諸代理人及び社債権者に対して最終的で拘束力を有するものとする。

発行会社、保証会社又はいずれの代理人も、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット、ロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも（自身の側に詐欺行為があった場合を除く。）、社債権者が被った損失、損害、債務、費用、請求、訴訟又は要求につき、社債権者に損害賠償金を支払う義務を負わない。また、発行会社、保証会社又は代理人はいかなる場合でも、逸失利益、間接的損失若しくは損害、又は結果的損失若しくは損害につき、（かかる損失が生じる可能性について事前に通知を受けていたか否かにかかわらず）社債権者に対して責任を負わない。

発行会社、保証会社又は諸代理人のいずれかが、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット、ロックアウトその他同様の事象又は状況により

支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法

(a) 本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

(b) 本社債、利札及び/又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面 10,000 ブラジル・レアルの無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。

かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第 10 項に従って迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

下記に従うことを条件として、発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括無記名式社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいう。

本社債券が、関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカストディアンにより保有されているか、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券（以下「決済済み社債券」という。）である限り、当該時点において関連決済システムの記録に、当該包括社債券により表章される本社債の特定の額面金額の所持人として掲載されている者（関連決済システム自身を除く。）（かかる点において、ある者の勘定に記録されている本社債の額面金額に関して当該関連決済システムが発行した証明書その他の文書は、明白な誤りがある場合を除き、あらゆる目的上、決定的かつ拘束力を有するものである。）は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）発行会社、保証会社及び関連する諸代理人により、あらゆる目的上（但し、本社債に基づく支払、償還又はオプション若しくは選択権の行使に関連して要求されるかかる本社債に関する支払及び交付、並びにかかる本社債の預託又は提出に関する場合を除く。）、社債権者として、またかかる額面金額の本社債の完全な所有者として扱われる。

支払及び交付、並びに決済済み社債券を預託及び/又は提出する義務に関して、かかる決済済み社債券の所持人としての関連共同預託機関、コモン・セーフキーパー、カストディアン又はノミニーは、発行会社、保証会社及び関連する諸代理人により、当該包括社債の条件に基づき、またかかる条件に従うことを条件として、かかる額面金額の本社債の完全な所有者として扱われる。決済済み社債券に関する支払及び交付は、包括社債券の呈示と引き換えに、関連決済システムを通じてなされる。

NGN 様式の決済済み社債券の場合、発行会社は、本社債に基づく交換、支払、消却、オプション又は権利の行使が、関連決済システムの記録に記入されるよう手配し、かかる記入がなされ次第、元金の支払に関して、包括社債券により表章される額面金額は、それに応じて調整される。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び/又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、潜在的な買主に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ潜在的な買主の税務上の居住地及び/又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の潜在的な買主は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は買主が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めるべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び/又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、当行が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社又は保証会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 本社債に対する利息の支払

(i) 発行会社による利息の支払

発行会社は、発行会社が 2007 年所得税法（以下「本件法」という。）の第 991 条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第 878 条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第 936 条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、（かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同行が確信する合理的な根拠を有する場合において）税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準レートにより、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国内の者で、個人である他者に利息を支払うか又はかかる他者に代わって利息を受領する者は、受取人又は利息を受領する権利を有する者の身元に関して英国歳入税関庁に一定の情報を提供することを要求される可能性がある。特定の状況においては、かかる情報が他国の税務当局との間で交換される場合がある。

上記の規定は、特定の状況においては、「割引率の高い有価証券」（2005 年所得税（取引その他の収入）法）第 4 部第 8 章に定義される。）に該当する本社債の償還時に支払われるべき金額の支払にも適用される可能性がある。しかしながら、英国歳入税関庁の公表済みの実務によれば、かかる情報は、2010 年 4 月 5 日より前に支払われたかかる償還金額については必要とされないことになっている。

2. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本の税法の定めるところにより、一般的に利息として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を

本通じて支払われる場合には、日本の税法上 20%（15%の国税と 5%の地方税）の源泉所得税を課される（租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法 71 条の 5 及び 6）。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取扱われるものと思われる。償還差益として取扱われ、かつ、当該差益が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第 35 条第 1 項、所得税基本通達 35-1(3)）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失又は利子所得を得るための支出とみなされる可能性は実質的には否定できず、その場合、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。

内国法人投資家が本社債を譲渡した場合及び外国法人投資家が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額又は損金の額として課税所得に算入され法人税及び地方税が課されるものと考えられる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合、原則として、その譲渡益に対する租税は課されないものと考えられ、その譲渡損はなかったものとみなされるものと考えられる（租税特別措置法第 37 条の 15 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号）。しかし、社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が 100 分の 150 以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、その譲渡に関する損益は総合課税の対象となる（租税特別措置法第 37 条の 16 第 1 項第 2 号、同法施行令第 25 条の 15 第 2 項第 4 号）。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が 100 分の 150 以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となると解される可能性もあるといえる。

外国法人の発行する社債から生ずる利息及び償還差益は、日本国に源泉のある所得として取扱われぬ。したがって、本社債にかかる利息及び償還差益で、日本国の非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者及び日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因及びその他のリスク要因を検討すべきである。但し、以下の記載は本社債に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

為替レート変動リスク

本社債はブラジル・レアルをもって表示され、元利金の額もブラジル・レアルで表示されるが、その支払は、支払時の一定の外国為替相場に基づき換算された円貨によって行われるため、支払われる円貨額は外国為替相場の変動により影響を受ける。ブラジル・レアルは米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、外国為替相場の変動幅が大きく、円で換算した場合の支払額も、米ドル、ユーロ等の主要通貨と比べ、より大きく変動する。また、これにより、円換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがある。

金利

本社債の利息額は、ブラジル・レアルで表示される。したがって、償還前の各本社債の価値はブラジル・レアルの金利の変動の影響を受ける。通常の状態のもとでは、本社債のブラジル・レアル建ての価値は、ブラジル・レアルの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行会社の信用力に依拠する。発行会社の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

カントリーリスク

ブラジル連邦共和国における、政治・経済・社会情勢の変動や天変地異等により、途中売却やブラジル・レアルの日本円への交換が制限される、あるいはできなくなる可能性がある。

流動性及び市場性

本社債についてその流通性や市場性は必ずしも保証されるものではなく、償還前の売却が困難になった場合、そのことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがある。

時価評価

償還前の本社債の価格は、金利の変動、発行会社の経営・財務状況の変化及びそれに伴う外部信用評価の変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合、本社債の時価が投資元本を下回る場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合、売却金額が投資元本を割り込むことがある。

税金

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2008年度（自平成20年1月1日 至平成20年12月31日）
平成21年6月11日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2009年度中（自平成21年1月1日 至平成21年6月30日）
平成21年9月28日 EDINETにより関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【訂正報告書】

有価証券報告書の訂正報告書（上記1に係る訂正報告書）
平成21年7月3日 EDINETにより関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー
代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

- 2 当社は一の格付機関により既に発行した社債券のいずれかに特定格付が付与され、かつ、他の格付機関により既に発行した社債券又はその募集若しくは売出しに関し法第4条第1項に規定する届出をしようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されております（これらの格付が公表されている場合に限りです。）。
 - (1) 格付が付与されている社債券（すでに発行されていたもの）の名称
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)
格付 Aa3
（格付を付与し、公表している格付機関名 ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク）

 - (2) 格付が付与されている社債券（すでに発行されていたもの）の名称
パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)
格付 AA-
（格付を付与し、公表している格付機関名 スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス）

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

1 バークレイズ・グローバル・インベスターズ事業に関する発表

バークレイズ・グローバル・インベスターズ事業のブラックロックに対する売却を完了

2009年12月1日、バークレイズ・ピーエルシー（「バークレイズ」）は、当初2009年6月12日に発表されていたバークレイズ・グローバル・インベスターズのブラックロック・インク（「ブラックロック」）に対する売却を完了したことを発表した。これは一切の必要な株主及び規制当局の承認を受け、またその他のクロージング条件を充足した上で行われたものである。完了時点の対価は152億米ドル（95億ポンド）であり、37,567百万株のブラックロック新株が含まれており、これによりバークレイズは拡大後のブラックロック・グループに対して19.9%の経済的持分を有することとなる。

バークレイズは、クロージング時点の貸借対照表の確定を条件とするものの、租税及び取引費用を差し引き後で97億米ドル（62億ポンド）の純利益を獲得する見込みである。この利益は、取引完了時点（2009年12月1日東部標準時午前10時）におけるブラックロック普通株式の株価を反映したものである。この取引により、2009年6月30日時点のコアTier 1 及びTier 1 自己資本比率は、それぞれ185ベースポイント及び124ベースポイント上昇していたものと予想される。

2009年10月20日のワラントの行使分を合わせると、バークレイズの2009年6月30日時点のコアTier 1 比率及びTier 1 比率は、試算ベースで、それぞれ9.2%及び11.9%になっていたものと思われる。

2 年次決算の要約

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、2010年2月16日に年次決算を発表した。その内容は以下のとおりである。

別段記載のない限り、本仮決算書類の「業績ハイライト」、「グループ最高責任者のレビュー」及び「グループ財務担当取締役のレビュー」のセクションは、2009年12月1日に売却されたパークレイズ・グローバル・インベスターズ（以下「BGI」という。）事業に相当する非継続事業を分離するのではなく、当グループ全体としての情報を提供し、記載している。GAAP にはないこれらの尺度が提供されているのは、グループ事業の一部として BGI を含め、この売却益を別途識別することにより、当グループ全体としての業績に関してより有用な情報を提供し、BGI の売却までに事業がいかに運営されていたかをより適切に反映することになると経営陣が考えているためである。年次報告書に含められる財務書類は、GAAP に基づいて作成される予定である。28 ページ（訳者注：原文のページ）以降の注記には売却された BGI 事業の一部が非継続事業として表示されており、別段記載のない限り、注記には継続事業のみが含まれている。11 ページ（訳者注：原文のページ）の連結要約損益計算書には、継続事業とグループ全体の業績との調整が記載されている。

英国上場認可機関の上場規則（LR 9.7A.1）では、未監査の仮年次決算書類について、監査意見の発行前であっても当該書類公表前に上場会社の監査人による同意を得よう規定している。また上場規則では、年次財務書類に添付される監査報告書に含まれる可能性のある修正の性質に関する詳細を、当該書類に記載するよう規定している。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、本仮年次決算書類についてブライズウォーターハウスクーパーズ・エルビーの同意を得ており、2009年12月31日終了事業年度に係る年次財務書類に添付される監査報告書における修正の可能性について取締役会が認識している事項はないことを確認している。

2010年2月15日に取締役会で承認された本書類における情報は、2006年会社法第434条で定義される2009年12月31日又は2008年12月31日終了事業年度の法定財務書類を構成するものではない。2008年12月31日終了事業年度に係る法定財務書類は、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）に対する様式20-Fによるパークレイズ・ピーエルシー及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーの共同年次報告書で要求されている特定の情報を含み、また1985年会社法第235条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含み、1985年会社法第237条に基づく記載を含んでおらず、1985年会社法第242条に準拠して会社登記所に提出済みである。

本仮年次決算書類は、2008年4月に金融安定化フォーラムが公表した「市場と制度の強靱性の強化」に関する報告書及び2008年6月に欧州銀行監督機関が公表した「最近の市場混乱による影響を受ける活動及び商品に係る銀行の透明性」に関する報告書で推奨されているような、最近の市場混乱による影響を反映した詳細な開示を含んでいない。本書類の22ページ（訳者注：原文のページ）には、パークレイズ・キャピタルが保有するクレジット市場に対するエクスポージャーに関する開示が含まれており、より広範囲に及ぶ開示は、パークレイズ・ピーエルシーの2009年12月31日終了事業年度に係る仮年次決算書類に含まれている。パークレイズ・ピーエルシーの仮年次決算書類に表示されているクレジット市場に対するエクスポージャーに関する情報は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループによる報告内容と一致している。

将来の見通しに関する記述

本報告書類は、当グループの計画並びに将来の財政状態及び業績に関する現在の目標と予想に関して、1934年米国証券取引法第21E条（改正）及び1933年米国証券法第27A条（改正）で定義される特定の将来の見通しに関する記述を含んでいる。将来の見通しに関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の業績は将来の見通しに関する記述に含まれているものとは大幅に異なる可能性があることについて、パークレイズは読者の注意を促したい。これらの将来の見通しに関する記述は、過去又は現在の事実のみに関連するものではないという事実により識別が可能である。将来の見通しに関する記述は、「可能性がある」、「予定である」、「努める」、「継続する」、「目指す」、「期待する」、「目的とする」、「予想する」、「見積る」、「意図する」、「計画する」、「目標とする」、「確信する」といった表現又はこれらに類似した表現を使用している場合がある。将来の見通しに関する記述の例としては、とりわけ、当グループの将来の財政状態、増収、資産、減損費用、事業戦略、自己資本比率、レバレッジ、銀行業務及び金融市場の予想成長水準、予想コスト、資金的支出の見積り、将来の事業運営に関する計画と目標に関する記述、並びに過去の事実ではないその他の記述がある。将来の見通しに関する記述には、その性質により、リスクと不確実性が内在しているが、これは将来の見通しに関する記述が、英国内及び全世界の経済及び事業の状況、クレジット市場の継続的なボラティリティによる影響、金利や為替レートの変動といった市場関連リスク、クレジット市場に対するエクスポージャーの評価額の変動による影響、債券の評価額の変動、政府及び規制当局の方針及び行動、法律の改正、過去、現在及び将来の期間に適用される国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）の基準及び解釈の進展、IFRSの基準の解釈及び適用に関する実務の進化、係争中及び将来の訴訟の結果、

将来の買収及びその他戦略的取引の成功、並びに競争の影響（当該要素の多くは当グループの管理範囲外にある）を含む、しかしこれらに限定されない将来の事象や状況に関係しているためである。結果として、当グループの実際の将来の業績は、当グループの将来の見通しに関する記述にある計画、目標及び予想とは大幅に異なる可能性がある。

将来の見通しに関する記述は、記述日現在のものである。英国金融サービス機構（以下「FSA」という。）、ロンドン証券取引所又は適用される法律により要求される場合を除き、本書類に含まれている将来の見通しに関する記述に対して、パークレイズの予想の変更あるいは記述のベースとなった事象、状況又は環境の変化を反映するための更新又は修正を公表する義務又は責任については、パークレイズは明確にこれを否認する。しかしながら読者はパークレイズが SEC に提出した又は提出予定の文書において追加的に開示した又は開示する可能性のある事項については参考とすべきである。

業績ハイライト

「当グループは 2009 年度に過去最高の収益を上げ、基礎的な収益性を大幅に伸ばすことができました。当グループは年間を通じて、資本、流動性及びレバレッジといった財務ポジションを大幅に強化し、監督規制当局に課される可能性があるさらなる変化にも十分に対応できる体制を整えております。お客様には当グループにお寄せいただいた信頼に対し、そしてグループ従業員には、厳しく時として非友好的な環境の中で示したそのコミットメントと持久力に対し、厚く感謝申し上げます。」

グループ最高責任者 ジョン・ヴァーリー

- 当グループの基礎的な利益は極めて堅調。当グループ自身の信用度に関連する損失及び利益、買収及び売却に係る利益並びに債務買戻しに係る利益を除いた当グループの税引前利益は、1,601 百万ポンドから 250%増の 5,608 百万ポンドとなった。
- 当グループの税引前利益は 2008 年度比 92%増の 11,616 百万ポンドであった。パークレイズ・グローバル・インベスターズ（以下「BGI」という。）の売却益 6,331 百万ドルを除く当グループの税引前利益は、12%減の 5,285 百万ポンドとなった。
- 2009 年度の利益剰余金は 146 億ポンド（2008 年度：82 億ポンド）であった。
- 上記業績は、非常に堅調な収益とコスト抑制により収益増加率が営業費用増加率を大幅に上回ったことと、減損損失が予想の範囲に収まった結果である：
 - － 収益は 2008 年度比 34%増の 30,957 百万ポンドで、過去最高を記録した。
 - － 収益の増加により、2008 年度比 49%増の減損費用 8,071 百万ポンドを吸収した。貸倒率は 156 ベーシス・ポイント（2008 年度：95 ベーシス・ポイント）であった；計画段階で想定された 130 から 150 ベーシス・ポイントと同じベースでは 135 ベーシス・ポイント¹であった。
 - － 収益に対する費用の比率は 58%に改善した（2008 年度：62%）。グローバル・リテール・アンド・コマース・バンキング部門（以下「CRCB」という。）における基礎的な費用の抑制と、パークレイズ・キャピタルの収益に対する人件費の比率の 38%への低下（2008 年度：44%）が寄与した。
 - － 当グループ全体における 2009 年度の任意現金支払額は 15 億ポンドであり、その他に長期的報奨として 12 億ポンドがあったが、これは 3 年間にわたって権利が確定し、取り消し可能を条件にしている。
- 主要財務指標は顕著に改善した：
 - － グループの余剰流動性は 1,270 億ポンドに増加した（2008 年度：430 億ポンド）。
 - － コア Tier 1 比率は 10.1%（2008 年度：5.6%）、Tier 1 比率は 13.0%（2008 年度：8.6%）であった。
 - － 総資産額は 33%縮小の 1 兆 3,790 億ポンド（2008 年度：2,053 百万ポンド）となった。
 - － 調整後グロスレバレッジは 19 倍に低下した（2008 年度：28 倍）。
- グローバル・リテール・アンド・コマース・バンキング部門は困難な経済環境の中でも収益増を達成した：
 - － 収益は 1,004 百万ポンド（7%）増の 16,097 百万ポンド（2008 年度：15,093 百万ポンド）であった。これは、平均残高の増加を負債マージン縮小により部分的に相殺したことによるものであった。
 - － 基礎的な費用を厳格に管理した結果、収益に対する費用の比率は 52%に改善した（2008 年度：53%）。
 - － 減損は 5,413 百万ポンドに大幅に増加した（2008 年度：2,922 百万ポンド）。
- インベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント部門は大幅な増収増益を達成した：
 - － パークレイズ・キャピタルのトップライン収益は、8,004 百万ドル（81%）増の 17,862 百万ポンドとなった（2008 年度：9,858 百万ポンド）。これは、英国及び欧州の顧客基盤全体で極めて堅調な業績を示したほか、米国事業の規模、サービス内容が大幅に転換したことによるものであった。
 - － パークレイズ・キャピタルの税引前利益は、自身の信用度に関連する損失 1,820 百万ポンド（2008 年度：利益 1,663 百万ポンド）吸収後で 89%増の 2,464 百万ポンドとなった（2008 年度：1,302 百万ポンド）。
 - － パークレイズ・グローバル・インベスターズの売却益は 6,331 百万ポンドであった。ブラックロックにおける経済的持分 19.9%を維持した。
- クレジット市場に対するエクスポージャー合計を 140 億ポンド削減した。
- 2009 年度の英国内の個人及び企業向け新規貸出総額は 350 億ポンドであった。

¹ 貸付金の期末残高及び減損費用を一定とし、2008 年平均為替レートを使用した場合

グループ最高責任者によるレビュー

要約

当グループの最大の目標は、株主のためにリターンを創出することです。しかし、責任あるビジネスを行い、安定した業績を維持し、支払い及び送金、預金の安全な保管、満期時期変更や貸し出しといった中核業務をお客様に代わって遂行し、また、引受及びトレーディング関連の助言・執行サービスの提供に努めるといったことで、この目標に適う方法で社会貢献を実現することは可能であり、また、そうすべきであると当グループは認識しております。これらの業務は現代経済の要であります。経済が成長し、その成長による恩恵を享受するためには、銀行はお客様が適切なリスクを取ることができるよう促さなくてはなりません。株主のためのリターンを創出する義務と、その義務を責任感ある方法で実現させることのバランスを取ることがかつてないほど重要になっております。

昨年度の景気減速の影響は、当グループが事業展開する大半の地域に及びました。しかし、当グループはそのような状況下、2009年度及びさらに厳しい事業環境に見舞われたその前の2年間において、好調な業績を達成することができたことで、2010年に自信を持って臨むことができております。

当グループは、2009年度に大幅な増益を達成いたしました。特に、パークレイズ・キャピタルは、世界の顧客基盤において好調であり、特にリーマン・ブラザーズを買収統合した成果が北米地域において現れ始めました。また、2009年度には、今後のパークレイズ・キャピタルの収益拡大の源泉とすべく、欧州とアジア地域において株式・アドバイザリー業務の基盤強化に向けての投資を積極的に行いました。また、パークレイカードの収益も大きく伸ばしました。当グループはこの3年間、減損費用の増加やなお続くクレジット市場関連評価損の処理を迫られながらも着実に利益を上げることができたのは、当グループが近年、収益多角化に努めてきたからこそと考えております。

2009年にバランスシート規制が大きな焦点となることは、年初から明確でした。そこで、当グループでは資本基盤を強化すると同時に、レバレッジの引き下げと流動性バッファの拡充に努めました。その結果、今後起こり得る景気低迷に十分に対応できるだけでなく、ビジネスの好機を逃さないためのグループ戦略を実施し続けることができました。

当グループは、3月に、信用リスク、市場リスク、景気悪化リスクにさらされた場合の財務体力を測る英国金融サービス機構による厳格なストレステストの結果、英政府による資産保護スキームへの参加を見送ることに決定いたしました。このストレステストの結果、当グループが引き続き自己資本比率の要件を満たすことができることが確認されました。

また、当グループは、4月にパークレイズ・グローバル・インベスターズ(以下「BGI」という。)傘下の iShares ビジネスを売却する意向を発表しました。しかしその後 BGI 全体への買収提案を受け、規制の方向性を見据えたくて将来の資産運用業界における最も望ましい持分構造を戦略面から分析した結果、6月に BGI 全体をブラックロック・インク(以下「ブラックロック」という。)に売却することに同意いたしました。総額 152 億米ドル(95 億ポンド)で売却するこの取引は 12 月に完了し、63 億ポンドの売却益を計上いたしました。当グループがブラックロックの新株 37,567 百万株を引き続き保有することにより、当グループの株主は機関投資家資産運用セクターへの投資に参画することになります。当グループは BGI 取得後のブラックロック・グループにおける 19.9%の経済的持分を保有すると同時に、パークレイズとブラックロックとの新たな業務関係を築くための強固な基盤を得ることになります。これはサービス提供当事者としてのパークレイズ・キャピタル、消費者としてのパークレイズ・ウェルスにとつて大きな意味を持ちます。資産運用業界最大手となったブラックロックのさらなる発展に、ボブ・ダイヤモンドともどもブラックロック取締役会メンバーとして貢献していきたいと考えております。

リテール・バンキング及びコマース・バンキング部門では、有機的な成長収益、コスト抑制、リスク管理などの施策を通じて中核市場における事業基盤を引き続き強化したほか、他社との業務提携の機会も積極的に活かしてきました。9月には、CNP アシュアランス(以下「CNP」という。)と長期生命保険事業の合弁会社をスペイン、イタリア、ポルトガルで設立いたしました。また、グローバル・リテール・アンド・コマース・バンキング(以下「GRCB」という。)-西ヨーロッパのリテール事業の拡大に向けた継続投資の一環として、同じく9月、シティバンク・インターナショナル・ピーエルシーからポルトガルのクレジットカード事業を取得することで合意いたしました。これにより当グループは、ポルトガルにおいて約 400,000 人のクレジットカード顧客を新たに獲得することができました。10月には、スタンダード・ライフ・ピーエルシーからスタンダード・ライフ・バンク・ピーエルシーを取得することで合意し、パークレイズの英国リテール部門に優良なモーゲージ及び預金が新たに加わるようになりました。この買収案件は、2010年1月上旬に完了いたしました。

2009 年度の優先事項

1 年前にレビューを行った際、私は 2009 年度の優先事項として、お客様との緊密な関係の維持、リスク管理、そして戦略の推進という 3 つを掲げました。この 3 点について、当グループの業績レビューを行いたいと思います。

お客様との緊密な関係の維持: 信用収縮が金融業界にもたらした濃い霧の中で、当グループが必要とする強力な“磁北”とも言うべき存在がお客様でした。2008 年と 2009 年の急激な景気低迷により、当グループがサービスを提供する多くのお客様が困難に直面されました。2009 年度の当グループの職務は、金融危機がもたらすリスクと機会の舵取りを求めお客様傍らで、お客様と緊密な関係を維持することにあります。収益はお客様の事業活動水準、そしてお客様と当社との関係を表す有効な指標であると考えております。当グループの 2009 年度の収益は、過去最高を記録したことをご報告いたします。

私は、パークレイズの UK リテール・バンキングに数多くのモーゲージ、預金、プレミア口座及び法人のお客様を新たにお迎えし、結果として顧客口座残高が増加したことを喜ばしく思っております。パークレイズ・コマーシャル・バンクは、厳しい事業環境下にもかかわらず、平均資産残高及び平均預金残高を増加いたしました。またパークレイカードは、金融危機の下において、お客様をサポートするための方策を数多くご提供するとともに、ハイリスク市場へのエクスポージャー抑制に努めました。

ステークホルダーの皆様は、銀行の貸出意欲に強い関心と意識をお持ちです。言うまでもなく、信用供与は経済の安定と再生のための重要な要素です。当グループは 2009 年 4 月に、英国での個人及び法人向け融資を 110 億ポンド追加すると発表しましたが、2009 年度の当グループの英国での個人及び法人向けの新規融資総額は結果として 350 億ポンドに達しました。これは、当グループがお客様に広く門戸を開き、そして慎重な判断の上で、信用枠の拡大を図ったことを表しています。

GRCB—西ヨーロッパのリテール及びコマーシャル・バンキング事業では、なかでも約 3 百万のお客様にサービスを提供しており、引き続き成長を遂げました。CNP との合併事業、ポルトガルでのカード事業買収のほか、イタリアに約 100、ポルトガルに約 50 の新規支店を開設し、これら市場における資産・負債ポートフォリオへの取り組みを強化した結果、約 80 億ポンドの新規顧客預金を得ることができました。今後の課題は、以上の事業において確実かつ持続的な利益創出を実現することであり、過去 2 年間に見られたような特別利益への依存度を低下させ、基礎的な利益向上を目指すことにあります。

当グループが事業を行っている開発途上地域においては、当グループは特にアフリカ及びインド洋沿岸の 10 にのぼる成熟市場で好調な業績を示しました。一方、GRCB—エマージング市場は、全体で損失を計上しました。これは、当グループは現在、同市場で約 4 百万のお客様にサービスを提供していますが、過去 2 年間にわたり過度に積極的な事業拡大を行ってきました。現在、当グループはエマージング市場で、人材・顧客獲得・販路に関して過去 3 年間に行ってきた投資から、持続可能な利益を創出すべき時期を迎えています。

GRCB—アブサは非常に厳しい経済環境下にありながらも底堅く推移しました。2009 年度の特筆すべき事柄は、南アフリカを中心に、顧客預金残高の拡大を継続して図ることができた点です。

パークレイズ・キャピタルの成功は、2009 年度の著しい収益の増加と、お客様及びマーケットに選出いただいた各賞の受賞実績が物語っています。同社は 2009 年、ユーロマネー誌「Primary Debt House of the Year」、IFR 誌「Bond House of the Year」、Risk 誌「Derivative House of the Year」を受賞したほか、インスティテューショナル・インベスター誌のオール・アメリカン・チーム・サーベイにおいて、「米株式リサーチ」及び「米債券リサーチ」部門で No. 1 のチームに選ばれました。

パークレイズ・ウェルスは、経済不透明感が高まりを見せる中、引き続き顧客資産の獲得に成功しました。2010 年以降は富裕層向け事業の加速成長を目指してまいります。

リスク管理: 予想どおり、2009 年度も引き続き当グループのリスク管理が試される年となりました。当グループは、2 月に、2009 年度の貸倒率の想定を公表しました。当グループでは、一定のマクロ経済の前提に基づき、貸倒率を 130 から 150 ベーシス・ポイントの範囲と想定しました。2009 年の世界の経済状況は、年初での想定シナリオ以上に悪化しましたが、そうした状況にもかかわらず、当グループの一定ベース¹での貸倒率は、130 から 150 ベーシス・ポイントの想定範囲の下限に近い 135 ベーシス・ポイントとなりました。これは、当グループのリスク管理及び計画策定能力の高さを示していると言えます。また、2009 年度の減損費用は 2008 年度比で大幅に増加しました（一部の事業分野では 2010 年度にさらに増加する可能性があります）が、好調な収益と高いコスト管理能力による大幅な利益の創出に伴い、2010 年年初のコア Tier 1 比率は 10.0%となりました。同時に、当グループはレバレッジを 28 倍から 20 倍に引き下げて資産合計を 33%圧縮し、バランスシート上の余剰流動資産を 840 億ポンド増加させました。

¹ 貸付金の期末残高及び減損費用を一定し、2008 年度平均為替レートを使用した場合。

各国政府、監督規制当局及び銀行では現在、過去の景気悪循環、そして結果として生じた金融破綻が繰り返されることのないよう、財務及びリスク管理の健全性を示す上記のような指標を注視しています。これは当グループでも取り組んでおり、金融業界に将来起こり得る変化にも柔軟に適応すべく、全力を傾けてまいります。

こうした改革は、3つの要素のバランスを取る必要があります。金融システムをより安全にする必要性、経済成長の重要性、資金を供給する金融機関が適度なリターンを得られることです。これら目標の達成は向こう10年間極めて重要なことであり、与信の提供、リスクの管理、革新的な支援を行う強固かつ協力的な銀行システムが必要不可欠となってくるのです。改革の課題として重要な点は、投資銀行業務に関する決定事項が、レトリックではなく、科学と経験に基づくべきものであるということです。これまでに何度も「投資銀行によるギャンブル」という表現が使われました。お客様ご自身が危険なリスクに晒されるようなことをしないと同様、パークレイズ・キャピタルは、お客様に代わって危険な賭けを行うことはありません。パークレイズ・キャピタルの業務はあくまでもリスク管理とファイナンスです。パークレイズ・キャピタルの責務は、世界各国の政府、企業、投資家の資金調達を支援し、景気拡大を促し、雇用を創出し、年金等の貯蓄を運用することで、实体经济に根を下ろした役割だと自負しております。

インベストメント・バンキング部門は、パークレイズが築いてきたユニバーサル・バンキング・モデルの中で重要な役割を担っています。なぜなら、当グループのお客様の多くは資本市場での資金調達を必要としており、また、こうした資金調達ニーズやリスク管理ニーズを満たすためには、当グループ内に強固なアドバイザー、取引の執行、トレーディング機能を有して言うことが必要だからです。過去の歴史や現在の危機は、資本市場を対象とするビジネスの業績と個人・企業を対象とするビジネスの業績が、当然ながら対称的ではないことを証明しています。それぞれのビジネスにおける収益と減損のサイクルが対称的でないことが、パークレイズが底堅さを生み出す強力な要因になっています。その影響と利点は、パークレイズの業績に鮮明に反映されています。これは、ユニバーサル・バンキング・モデルの主な強みの1つです。これ以外の強みとして、資本活用や資金調達の効率性、ビジネスやリスクの分散などが挙げられます。現在進められている改革論議の中で一部から指摘されているように、銀行に「狭い」ビジネス・モデルの採用を強制することは、システムをより安全にすることにはならないでしょう。これまでのところ、今回の危機では、「破綻」と銀行のビジネス・モデルで描かれている一般的な二極分化（規模が大きいか小さいか、狭いか広いのか、国内展開重視か国際展開重視か）の間に相関関係はありません。

戦略の維持：規制面の不透明感は今年も金融業界に暗い影を落とすかもしれませんが、パークレイズの事業戦略は明確です。それは、顧客層、金融商品、展開地域の多様化を今後も押し進めることでパークレイズの成長余地を高めることです。この戦略は、私が2009年11月に発表した経営委員会の拡充¹や、シニア・マネジメントの責務変更の背景にあったものです。当グループの取締役（グループ・プレジデントを務めるボブ・ダイヤモンド、グループ財務担当取締役であるクリス・ルーカス及び私自身）は、社内の多数の営業部門や管理部門のリーダーで構成されている経営委員会に参加しています。また、最近以下のような組織再編を行いました。

- グローバル・リテール・バンキング（以下「GRB」という。）は、UKリテール・バンキング、パークレイカード、旧 GRCB—西ヨーロッパ及び旧 GRCB—エマージング市場で構成されます。責任者はアントニー・ジェンキンズです。
- コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（以下「CIB」という。）は、パークレイズ・キャピタルとパークレイズ・コマーシャル・バンク（現在の名称は「パークレイズ・コーポレート」）で構成され、ジェリー・デル・ミシエとリッチ・リッチーが共同統括責任者を務めます。

GRB が対象とする顧客は、一般消費者、富裕層そして中小企業です。当グループは過去3年間に GRB の事業基盤を一貫して拡大してきており、今後も英国以外の事業比率を高めるとともに、英国内の事業基盤についても一層強化していく所存です。当グループはすでに地位が確立できている市場においては、適度な規模の事業構築に重点を置いています。これまでと同様、目標としては、利益を伸ばすこと、預貸率を改善すること、既存のプレゼンスを高めることによりグローバルな事業展開をさらに進めること、そして自己資本を創出すること、という4点が挙げられます。

1 以下が経営委員会のメンバーとして任命されました：アントニー・ジェンキンズ（グローバル・リテール・バンキング統括責任者）、トム・カラス（パークレイズ・ウェルス統括責任者）、リッチ・リッチー（コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング共同統括責任者）、ジェリー・デル・ミシエ（コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング共同統括責任者）、マリア・ラモス（アブサ・グループ統括責任者）、マーク・ハーディング（グループ法律顧問）、ロバート・ルブラン（グループ最高リスク管理責任者）、キャシー・ターナー（グループ人事、コーポレート業務統括責任者）

パークレイズ・コーポレートは、CIBの一部として、旧パークレイズ・コマーシャルのトップ・クライアント、特に金融機関、公的部門、企業を重視しています。当グループがCIBの中にパークレイズ・キャピタルと並んでこの事業を設置したのは、リレーション・マネジメントや業界の専門知識を共有することで両部門において多大な相乗効果が生まれると考えているからです。これは、伝統的なコーポレート・バンキングとインベストメント・バンキングの両商品とサービスに対する、当グループのお客様のニーズの代替性が增大しているからであり、ここにCIBが今後数年間に収益を大きく拡大できる可能性を見ております。当グループのこれまでの取り組みは、この考えをより強固なものとしております。

ウェルス・マネジメントの分野では、競争状況は過去3年間に世界的に様変わりしました。この変化こそが収益機会と捉えており、当グループは今後5年間にかけて、当該事業に投資し、スケールを変化させることにより、この収益機会を捉える所存です。

報酬について

報酬に対する政治、規制当局からの注目に加え、株主の皆様と当グループの従業員の強い関心事項であることを十分に認識しており、この場をお借りし申し上げたいのは、報酬とは、株主の皆様にとって最大の利益創出のための戦略を支える手段だと我々が捉えているということです。当グループは、事業投資、自己資本比率の充実、従業員への適切な報酬提供という4つを同時に実現したいと考えています。これらが常に容易に達成できる、あるいはこれに係る決断が単純だとは決して考えてはおりません。一流の人材はグローバルな市場でこそ見つかるものであり、またそのような人材の獲得とは極めて競争が激しいものです。銀行業務はサービス業であり、我々がさらなる成功を目指すのであれば、一流の人材を惹きつけ、引き止める必要があります。彼らの業績に見合った報酬を支払わなくてはなりません、ここで強調すべき点は、決して競争力に見合った額以上の額は支払っていないということです。

当グループの報酬の枠組みは、当グループ会長代理のサー・リチャード・ブロードベントが議長を務める取締役会の小委員会である人事・報酬委員会によって決定されます。人事・報酬委員会は、事業におけるリスク水準と創出された本業の利益が適切に考慮されるよう、取締役会リスク委員会とグループ最高リスク管理責任者から適切な情報を得た上で、判断を下します。報酬委員会は、政府と中央銀行の各種制度利用、流動性拡大の必要性、イールド・カーブの形状等が利益に与える影響も考慮します。

2009年度の任意賞与はFSAの新報酬規定及びG20が承認した金融安定理事会の実施基準に準拠しています。これを受けて、特にシニアの従業員に対する報酬において繰延報酬部分を約70%増やし、株式の活用を拡大しています。経営委員会に対する2009年度の任意賞与は100%繰り延べられる予定です。

当グループが支払う報酬の全体的な額は、常に自己資本比率がFSAの最低水準を確実に上回るよう配慮して決定しています。我々が規制上の最低水準を大幅に上回るコア Tier 1 比率を維持することが、株主にとっていかに重要であるかを十分に承知しております。当グループが行った報酬の決定に伴う直接的で意図的な影響により、この比率はさらに上昇しています。

昨年12月に発表されて以来の英国金融機関給与税への当グループのアプローチとしては、当グループへの税金コストが報酬プールの規模の縮小分にほぼ相当し、縮小分は上級役員が負担する形で報酬プールを管理します。2009年度の現金報酬に関する英国金融機関給与税による当グループのコストは190百万ポンドで、35百万ポンドは法案の適用を受ける可能性のある前年度の報酬に関するものです。今後の年度に債務が発生した場合、当グループは同じアプローチを取る予定です。

2010年の戦略的枠組み

景気見通しは引き続き不透明です。金融危機の最悪期は脱しましたが、環境は依然として予測不可能であり、こうした理由から、2010年以降の業務の戦略的枠組みは極めて明確でなければなりません。主な枠組みは以下のとおりです。

1. **企業市民**として引き続き**責任ある**行動をとっていくよう努めます。我々が社会に対してより幅広く責任を持つことが、確実に我々の行動に反映されるようにします。規制当局の要請や株主への義務を満たす範囲で、我々は引き続きお客様へのサービスを通じ、業務を展開する地域の経済成長と雇用創出の源泉としての役割を果たす所存です。景気の悪化に立ち向かうお客様を支援し、金融危機の影響に対処する政府と監督当局を支えるために、我々は建設的に行動してまいります。

2. 求められる規制上の変化を予想し、適応することができるような**健全な財務体質及び組織基盤**を維持するよう努めます。パーゼル委員会は 12 月に検討中の改革案を発表しました。我々は規制の一貫性の重要性を主張し、意図される改革が経済に与える累積的な影響が十分に理解されるようにし、銀行業界が経済成長と雇用創出を支えることができるよう十分に長い移行期間を経て改革が実施されるよう働きかけています。我々は向こう数年間に最終的に施行される変更に対し順応することを迫られますが、その移行期間において、その影響を緩和するような行動をとることができるでしょう。一方、我々は資本、レバレッジ、流動性の分野で課せられる可能性のある規制変更の多くを予測すべく努めています。2009 年度の業績が示すように、我々は資本を、消費する以上に創出することができるかと確信しています。高水準の流動性を保ち、バランスシートの規模と構成については細心の注意を払ってまいります。特に、レバレッジを厳格に管理し、長期的には預貸率を引き下げる計画です。ここ数年間はパークレイズ全体でストレステストを制度化しています。現在これは FSA の監督事項の一部でもあります。我々は引き続き変化する経済、市場、経営環境への対応を定期的に監視し、我々と規制当局との見解を一致させる所存です。
3. 当グループ全体の**資本の配分**は引き続き経済的及び戦略的ベースで行われ、中期的な成長を求めて収益源の国際的な分散を進める目標を反映しています。したがって我々はパークレイズ・ウェルス、パークレイズ・コーポレート、アプサ、グローバル・リテール・バンキングを育成する一方、パークレイズ・キャピタルが投資銀行セクターの構造変化を活用できるよう努めます。しかし、2010 年も成長よりリターンを重視し、バランスシートの規模については慎重に取り組むつもりです。
4. これまでご説明してきた事業目標に影響を与えるであろう規制の不透明感にもかかわらず、我々は **2010 年も収益性**を上げていかなければなりません。利益のバランスも重要で、長期的には利益の 3 分の 2 をグローバル・リテール・バンキング、アプサ、パークレイズ・ウェルス、パークレイズ・コーポレートから、残りの 3 分の 1 をパークレイズ・キャピタルから創出することを引き続き目標とします。

目標

我々は複数のインプット目標を慎重に管理していきます。これには、経済的利益、全体としてのバランスシートの規模とレバレッジ、リスク調整後資産（以下「RWA」という。）とこれが創出するリターン、コア Tier 1 自己資本比率の水準、株主資本利益率、全体的な資金調達と流動性のポジション、その一部としての預貸率、競争力のある収益とコストパフォーマンス（「ジョーズ」）などが含まれます。

中期目標はサイクルで株主資本コストを上回る平均株主資本利益率を創出することです。2009 年と 2010 年も、極めて高水準の資本と比較的高水準の資本コストの組み合わせによって、これは極めて意欲的な目標となっています。しかし、こうした環境で株主が我々に期待する方向性を我々は十分に認識しており、中期計画はそれに沿って策定しています。

結論

世界中の 144,000 人を超える従業員の尽力により、当グループは過去 2 年半の激動の経済状況を乗り切ることができました。従業員一人一人が、市場で様々な出来事が起こったに注意をそらされることなく、お客さまのニーズに対応し続けてまいりました。取締役会に代わって、心から感謝の意を表したいと重います。私を含め従業員一同、2010 年度も当グループの経営資源をお客様のために役立て、株主の皆様の期待に応えられるよう、今後もまい進する所存です。

グループ最高責任者 ジョン・ヴァーリー

グループ財務担当取締役によるレビュー

グループの業績

パークレイズの 2009 年度の税引前利益は、2008 年度比 92%増の 11,616 百万ポンドとなった。パークレイズ・グローバル・インベスターズの売却益 6,331 百万ポンドを除いた税引前利益は 5,285 百万ポンドであった。これは、クレジット市場に対するエクスポージャーに関連する評価損 6,086 百万ポンド（1,669 百万ポンドの減損費用を含む）、その他の当グループの減損費用 6,402 百万ポンド、及び当グループの信用スプレッド縮小に関連する費用 1,820 百万ポンドを差し引いた金額である。また、債務買戻しと消却に係る利益 1,249 百万ポンドを含んでいた。

収益は 34%増の 30,957 百万ポンドとなり、特にパークレイズ・キャピタルが堅調な伸びを示した。グローバル・リテール・アンド・コマース・バンキング（以下「GRCB」という。）部門では、パークレイカードと GRCB-西ヨーロッパの収益も堅調であった。しかしながら、GRCB 事業全体における収益は、絶対水準での超低金利による預金収益に対する利ざや圧縮の影響を受けた。パークレイズ・キャピタルの収益は 2008 年度比 122%増となった。トップライン収益は、買収したリーマン・ブラザーズの北米事業の統合の成果、2009 年度上半期に多くの金融市場で見られた好調な市況、相場の下落にも関わらず相対的に良好だった 2009 年度下半期の業績を受け、8,004 百万ポンド増加した。パークレイズ・キャピタルの収益は、トレーディング勘定で保有していたクレジット市場に対するエクスポージャーに関連する評価損 4,417 百万ポンド（2008 年度：6,290 百万ポンド）及び当グループ自身の信用度に関連する 1,820 百万ポンドの費用（2008 年度：1,663 百万ポンドの利益）の影響を受けた。

貸付金、売却可能資産、リバース・レボ取引に係る減損費用は、景気悪化、ポートフォリオの満期償還及び為替変動を反映し、49%増の 8,071 百万ポンドとなった。この合計に含まれるクレジット市場に対するエクスポージャーに係る減損費用は 5%減の 1,669 百万ポンドであった。2009 年 12 月 31 日現在の当グループの貸付金に対する減損費用の比率は 95 ベーシス・ポイントから 156 ベーシス・ポイントに拡大し、2008 年度末現在の貸借対照表及び平均為替レートに変更がないという条件で算出した比率は、135 ベーシス・ポイントであった。

営業費用は 24%増の 17,849 百万ポンドとなったが、当グループの収益合計の増加率を 10%下回った。GRCB の基礎的な費用は十分に管理され、収益に対する費用の比率は 53%から 52%に改善した。パークレイズ・キャピタルの営業費用は、事業規模の大幅な拡大と売買高の増加を受け、2,818 百万ポンド増の 6,592 百万ポンドとなった。収益に対する費用の比率は 72%から 57%に改善した。パークレイズ・キャピタルの収益に対する人件費の比率は 44%から 38%に改善した。

事業部門別業績－グローバル・リテール・アンド・コマース・バンキング

UKリテール・バンキングの税引前利益は、厳しい経済環境が続いたため、55%減の 612 百万ポンドとなった。ヘッジ差し引き後の預金の利ざや圧縮の影響を、ホーム・ファイナンスにおける良好な伸びでは補い切れず、収益は 11%減少した。顧客に対する貸付金の合計額は、47 億ポンド増の 991 億ポンドとなった。2009 年度のモーゲージの新規融資総額は 142 億ポンド、モーゲージの新規融資純額は 57 億ポンドであった。モーゲージ残高の平均担保掛目率は 43%と保守的な水準であった。経済環境の悪化により減損費用は 55%増となった。また、引き続き営業費用の厳格な管理を行った。英国最終給与比例型年金制度の撤廃に伴う一度限りの収益があったものの、年々増額する年金費用と、不動産売却益が生じなかったことにより相殺され、営業費用は 3%減にとどまった。

パークレイズ・コマース・バンキングの税引前利益は 41%減の 749 百万ポンドとなった。収益は、手数料収入純額の堅調な伸びが自己勘定取引の収益減少で相殺され、2008 年度と比較しほぼ横ばいとなった。利息収入純額は、預金の利ざや圧縮の影響が融資と預金の増加で相殺されたため、ほぼ横ばいであった。2009 年度に供与した英国顧客に対する新規タムレンディングは 140 億ポンドであった。また、引き続き営業費用の厳格な管理を行った。英国最終給与比例型年金制度の撤廃に伴う一度限りの収益があったものの、年々増額する年金費用と、不動産売却益が生じなかったことにより相殺され、営業費用は 3%減にとどまった。減損費用は、事業環境の低迷とデフォルト率の上昇、事業セグメント部門全体における資産価値の下落を受けて、974 百万ポンドに増加した。

パークレイカードの税引前利益は 4%減の 761 百万ポンドとなった。融資拡大と利ざや改善による事業全体の堅調な伸びを背景に収益は 26%増加した。平均顧客資産は 19%増の 281 億ポンドとなった。減損費用は世界的な経済環境の悪化を受けて 64%増加したが、下半期の増加ペースは上半期を下回った。減損費用は国際業務と英国業務の両方で増加した。費用は、ポンドに対して平均してドル高及びユーロ高であり、また、2008 年の買収を含むカード・ポートフォリオが拡大したことを受け、5%増加した。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキングー西ヨーロッパの税引前利益は、48%減の 130 百万ポンドとなった。これは 67 百万ポンドの損失を計上したパークレイズ・ロシアを含み、イベリアにおけるパークレイズの生命保険及び年金事業の売却益 157 百万ポンドを反映している。収益はすべての国で増加し、拡大した販売ネットワークが引き続き成熟し、顧客の預金が 78 億ポンド増の 234 億ポンドとなったことを受け、18%増加した。費用は、ポルトガルとイタリアのネットワークの拡大、パークレイズ・ロシアのグループへの統合、24 百万ポンドの事業再編費用、不動産売却益の減少を反映し、16%増加した。減損費用は、スペインの商業用不動産、建設、中小企業ポートフォリオの損失が響き、370 百万ポンド増の 667 百万ポンドとなった。しかし、リテールとコマーシャルの両ポートフォリオの延滞状況は 2009 年度下半期を通じて改善した。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキングーエマージング市場の税引前損益は、2008 年度の 141 百万ポンドの利益に対し 254 百万ポンドの損失となった。収益は、アフリカとアラブ首長国連邦（以下「UAE」という。）における大幅な伸びがインドの減益で一部相殺され、5%増加した。減損費用は 306 百万ポンド増の 471 百万ポンドとなり、事業全体における景気後退の影響と流動性への継続的な圧力、デフォルト率の上昇、資産価値の下落を反映して、インドと UAE で大幅に増加した。営業費用はインドネシアとパキスタンにおける投資継続に加え、他の市場のインフラ投資を反映して 24%増加した。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキングーアプサの税引前利益は前年度比 8%減の 506 百万ポンドとなった。収益は、堅調なバランスシートの伸び、ポンドに対して平均してランドが強かったこと、手数料収入の増加を受けて、16%増加した。営業費用は 13%増と伸び率が低下し、収益に対する費用の比率は 58%に改善した（2008 年度：59%）。減損費用は、顧客の負債増加を受けてリテール・ポートフォリオの延滞額が増加した結果、220 百万ポンド増の 567 百万ポンドとなった。

事業部門別業績ーインベストメント・バンキング・アンド・インベストメント・マネジメント

パークレイズ・キャピタルの税引前利益は、英国、欧州、米国の極めて堅調な業績が当グループ自身の信用度に関連する 1,820 百万ポンドの費用（2008 年度：1,663 百万ポンドの利益）で一部相殺された結果、89%増の 2,464 百万ポンドとなった。トップライン収益は前年度比 81%増の 179 億ポンドであった。これには顧客基盤全体の際立った業績と、第 4 四半期における 36 億ポンドのトップライン収益が寄与した。債券、為替及びコモディティ（以下「FICC」という。）は事業の拡大と顧客フローの増加を受け、56 億ポンド増の 130 億ポンドとなった。株式及びプライム・サービスのトップライン収益は 147%増、インベストメント・バンキングの収益は 2 倍超となった。クレジット市場に対するエクスポージャー合計は 141 億ポンド減少した。加えて、51 億ポンドのクレジット市場資産（及び 24 億ポンドのその他の資産）がプロティアム・ファイナンス LP に売却された。営業費用は、事業の全体的な規模が大幅に拡大したため、2008 年度から 75%増加した。収益に対する費用の比率は 57%に改善した（2008 年度：72%）。収益に対する人件費の比率は 2008 年度の 44%から 38%に低下した。デリバティブ残高を圧縮する取り組みにより、資産合計は 37%減少した。

2009 年 12 月 1 日にパークレイズは**パークレイズ・グローバル・インベスターズ**のブラックロック・インクへの売却を完了した。対価にはブラックロックの新株 37,567 百万株が含まれており、パークレイズは拡大したブラックロック・グループにおける 19.9%の経済的持分を取得した。税引前の売却益は 6,331 百万ポンドであった。売却益を除く税引前利益は、流動性サポート費用の回収に加え、ポンドに対して平均 18%ドル高になったことにより、26%増の 748 百万ポンドとなった（2008 年度：595 百万ポンド）。

パークレイズ・ウェルスの税引前利益は、主に 2008 年のクローズ型生命保険事業の売却及び 2009 年のパークレイズ・ウェルス・アメリカスの統合費用を受けて 78%減の 145 百万ポンドとなった。収益は 2008 年と同水準であった。上記の取引の影響を除くと、顧客基盤と提供商品の増加により収益は堅調に増加した。営業費用は米国事業の統合費用がクローズ型生命保険事業の売却で一部相殺され、前年度と比べ 22%増加した。顧客からの預り資産合計は 4%（60 億ポンド）増の 1,510 億ポンドとなった。

事業部門別業績ー本社機能及びその他の事業

本社機能及びその他の事業の税引前損失は 576 百万ポンドで、2008 年度から 325 百万ポンド改善した。これは 1,164 百万ポンドの債務消却益が、LIBOR のリセットなどマネーマーケット混乱による本部の資金調達業務コスト増加、2009 年度の現金報酬に関連して発表された英国金融機関給与税の費用 190 百万ポンド、法案に該当する可能性がある一定の前年度の賞与に関連する 35 百万ポンドで一部相殺されたことによるものであった。

貸借対照表と資本管理

株主資本

2009年度の少数株主持分を含む株主資本は、103億ポンドの税引後利益が寄与して、35%増の587億ポンドとなった。正味有形資産価額は53%増の471億ポンドとなった。

貸借対照表

2009年度の資産合計は、主に市場金利の変動とデリバティブ残高の積極的な圧縮を反映して、6,740億ポンド減の1兆3,790億ポンドとなった。デリバティブ資産と負債に帰属する残高は、同じカウンターパーティ又は当グループが現金担保を保有しているカウンターパーティの資産と負債を相殺することが可能と仮定する場合、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）のもとで発表した金額を、3,740億ポンド下回ることになる（2008年12月31日現在：9,170億ポンド下回ることになる）。

これ以外に、投資契約のもとで保有している資産及び負債、決済差額、のれん及び無形固定資産を除いた調整後有形資産合計は、2009年12月31日現在で9,690億ポンドであった（2008年12月31日現在：1兆270億ポンド）。これに基づく、適格Tier1資本合計に対する調整後有形資産合計の倍率である調整後グロスレバレッジは12月31日現在で19倍となる（2008年12月31日現在：28倍）。

資産とリスク調整後資産は、2009年度のポンドに対して様々な通貨が弱かったことの影響を受けた。2009年12月31日現在でドルとユーロはポンドに対してそれぞれ10%及び7%下落した。

資本管理

2009年12月31日現在で、バーゼルⅡに基づく、当グループのコアTier1比率は10.1%（2008年12月31日現在：5.6%）、Tier1比率は13.0%（2008年12月31日現在：8.6%）であった。資本比率は2009年度にリスク調整後資産が3,830億ポンドへと12%（510億ポンド）減少したことを反映している。この主な要因は、バランスシート全体の規模縮小と為替相場の変動が挙げられる。

流動性

当グループが保有する2009年12月31日現在の流動性プールは、2008年度末の430億ポンドから1,270億ポンドに増加した。資金調達市場はとりわけ2009年度上半期を中心として厳しい状況だったが、当グループは流動性を拡大し、無担保債務の平均期間を少なくとも14ヵ月から26ヵ月に拡大した。当グループは複数通貨建てのシニア無担保債市場で総額150億ポンド相当のシニア・ベンチマーク債の取引を完了し、担保付カバードポンド市場で20億ユーロ相当額を調達したほか、210億ポンド相当額の仕組み債を発行した。当グループは、市場環境や規制の動向を考慮し、引き続き慎重に流動性を管理している。

見通し

当グループは2010年に良好なスタートを切り、グループの税引前利益は2009年度の上半期と通期の成長率を大幅に上回っている。

2009年度下半期の全体的な減損費用は上半期を23%下回った。2010年度の減損費用は商業用貸出ポートフォリオなど一部事業で増加が予想されるものの、計画上の想定では若干減少するものと見込んでいる。

当グループのバランスシート、特にリスク調整後資産、資本比率並びに流動性準備金は、現在も進行する規制見直しの動向に左右される。全体的な規制の枠組みの動向を予想しつつ、今後も保守的な姿勢を継続する方針である。

グループ財務担当取締役 クリス・ルーカス

連結損益計算書

注	2009年12月31日終了事業年度			2008年12月31日終了事業年度		
	継続事業	非継続事業	合計	継続事業	非継続事業	合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
利息収入純額	11,669	33	11,702	11,415	-	11,415
受取手数料純額	8,418	1,759	10,177	6,491	1,916	8,407
トレーディング収益/(損失)純額	6,994	1	6,995	1,270	(10)	1,260
投資収益純額	283	66	349	680	-	680
自己勘定取引	7,277	67	7,344	1,950	(10)	1,940
保険契約に基づく保険料収入純額	1,172	-	1,172	1,090	-	1,090
その他の収益	1,389	4	1,393	444	10	454
収益合計	29,925	1,863	31,788	21,390	1,916	23,306
保険契約に基づく保険金及び給付金純額	(831)	-	(831)	(237)	-	(237)
保険金控除後の収益合計	29,094	1,863	30,957	21,153	1,916	23,069
減損費用及びその他の引当金繰入額	(8,071)	-	(8,071)	(5,419)	-	(5,419)
収益純額	21,023	1,863	22,886	15,734	1,916	17,650
営業費用	(16,712)	(1,137)	(17,849)	(13,387)	(975)	(14,362)
関連会社及び合弁会社の税引後損益に対する持分	34	-	34	14	-	14
子会社、関連会社及び合弁企業の売却益	188	-	188	327	-	327
買収に係る利益	26	-	26	2,406	-	2,406
税引前利益及び非継続事業の売却益	4,559	726	5,285	5,094	941	6,035
非継続事業の売却益	6	-	6,331	-	-	-
税引前利益	4,559	7,057	11,616	5,094	941	6,035
税金	(1,047)	(280)	(1,327)	(449)	(337)	(786)
税引後利益¹	3,512	6,777	10,289	4,645	604	5,249
以下に帰属するもの						
親会社の株主	3,228	6,765	9,993	4,259	587	4,846
少数株主	284	12	296	386	17	403
	3,512	6,777	10,289	4,645	604	5,249

¹ 32 ページ (訳者注: 原文のページ) に記載されているパークレイズ・グローバル・インベスターズ売却益を含む非継続事業による税引後利益を含んでいる。

連結包括利益計算書

	12月31日終了事業年度	
	2009年	2008年
	百万ポンド	百万ポンド
税引後利益	10,289	5,249
その他の包括利益		
継続事業		
為替換算差額	(853)	2,233
売却可能金融資産	1,320	(1,577)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	165	376
その他	(1)	(56)
その他の包括利益の構成要素に関する税金	(26)	851
継続事業からの当期その他の包括利益（税引後）	605	1,827
非継続事業からの当期その他の包括利益（税引後）	(58)	114
当期包括利益合計	10,836	7,190
以下に帰属するもの：		
親会社の株主	10,286	6,654
少数株主	550	536
当期包括利益合計	10,836	7,190

連結貸借対照表

資産	12月31日現在	
	2009年	2008年
	百万ポンド	百万ポンド
現金及び中央銀行預け金	81,483	30,019
他銀行から取立中の項目	1,593	1,695
トレーディング・ポートフォリオ資産	151,395	185,646
公正価値で測定する金融資産		
- 自己勘定保有	41,311	54,542
- 投資契約に基づく顧客に対するユニットリンク型負債に対応した保有	1,257	66,657
金融派生商品	416,815	984,802
銀行に対する貸付金	41,135	47,707
顧客に対する貸付金	420,224	461,815
売却可能金融投資	56,651	65,016
リバース・レポ取引及び借入有価証券に対する現金担保	143,431	130,354
のれん及び無形固定資産	8,795	10,402
有形固定資産	5,626	4,674
繰延税金資産	2,303	2,668
その他の資産	7,129	7,032
資産合計	1,379,148	2,053,029

負債	12月31日現在	
	2009年	2008年
	百万ポンド	百万ポンド
銀行預り金	76,446	114,910
他銀行への未決済項目	1,466	1,635
顧客預り金	322,455	335,533
トレーディング・ポートフォリオ負債	51,252	59,474
公正価値で測定する金融負債	86,202	76,892
投資契約に基づく顧客への負債	1,679	69,183
金融派生商品	403,416	968,072
発行債券	135,902	153,426
レポ取引及び貸付有価証券に対する現金担保	198,781	182,285
劣後債務	25,816	29,842
繰延税金負債	470	304
その他の負債	16,564	17,899
負債合計	1,320,449	2,009,455

株主資本		
少数株主持分を除く株主持分	55,925	41,202
少数株主持分	2,774	2,372
株主資本合計	58,699	43,574

負債及び株主資本合計	1,379,148	2,053,029
-------------------	------------------	------------------

連結株主資本変動表

2009年度	発行済株主資本及び株式払込剰余金	その他の剰余金	利益剰余金	合計	少数株主持分	株主資本合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2009年1月1日現在の残高	14,458	4,287	22,457	41,202	2,372	43,574
税引後利益	-	-	9,993	9,993	296	10,289
その他の包括利益：						
為替換算差額	-	(1,138)	-	(1,138)	285	(853)
売却可能金融資産	-	1,334	-	1,334	(14)	1,320
キャッシュ・フロー・ヘッジ	-	194	-	194	(29)	165
その他の包括利益の構成要素に関する税金	-	(209)	171	(38)	12	(26)
その他	-	-	(1)	(1)	-	(1)
非継続事業からのその他の包括利益（税引後）	-	(75)	17	(58)	-	(58)
包括利益合計	-	106	10,180	10,286	550	10,836
新規普通株式発行	25	-	-	25	-	25
新規優先株式発行	-	-	-	-	-	-
持分決済型株式制度	-	-	298	298	-	298
株式による支払制度下で受給権が確定したパークレイズ・ビーエルシー株式	-	-	(80)	(80)	-	(80)
パークレイズ・ビーエルシーからの資本注入	-	-	4,850	4,850	-	4,850
配当金支払額	-	-	(103)	(103)	(132)	(235)
優先株式及びその他の株主持分に係る配当金支払額	-	-	(599)	(599)	-	(599)
買収、売却、株式発行による少数株主持分の純増減	-	-	-	-	(82)	(82)
その他	11	(51)	86	46	66	112
2009年12月31日現在の残高	14,494	4,342	37,089	55,925	2,774	58,699

2008年度	発行済株主資本及び株式払込剰余金 ¹	その他の剰余金	利益剰余金	合計	少数株主持分	株主資本合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2008年1月1日現在の残高	13,133	2,517	14,222	29,872	1,949	31,821
当期純利益	-	-	4,846	4,846	403	5,249
その他の包括利益：						
為替換算差額	-	2,174	-	2,174	59	2,233
売却可能金融資産	-	(1,575)	-	(1,575)	(2)	(1,577)
キャッシュ・フロー・ヘッジ	-	271	-	271	105	376
その他の包括利益の構成要素に関する税金	-	926	(46)	880	(29)	851
その他	-	-	(56)	(56)	-	(56)
非継続事業からのその他の包括利益（税引後）	-	124	(10)	114	-	114
包括利益合計	-	1,920	4,734	6,654	536	7,190
新規普通株式発行	16	-	-	16	-	16
新規優先株式発行	1,309	-	-	1,309	-	1,309
持分決済型株式制度	-	-	463	463	-	463
株式による支払制度下で受給権が確定したパークレイズ・ビーエルシー株式	-	-	(437)	(437)	-	(437)
パークレイズ・ビーエルシーからの資本注入	-	-	5,137	5,137	-	5,137
配当金支払額	-	-	(1,160)	(1,160)	(134)	(1,294)
優先株式及びその他の株主持分に係る配当金支払額	-	-	(502)	(502)	-	(502)
買収、売却、株式発行による少数株主持分の純増減	-	-	-	-	4	4
その他	-	(150)	-	(150)	17	(133)
2008年12月31日現在の残高	14,458	4,287	22,457	41,202	2,372	43,574

1 発行済株主資本及び株式払込剰余金の内訳は注2に記載

連結キャッシュフロー計算書

	12月31日終了事業年度	
	2009年	2008年
税引前利益の営業活動からの正味キャッシュフローへの調整	百万ポンド	百万ポンド
継続事業		
税引前利益	4,559	5,094
非現金項目の調整	13,092	4,984
営業資産及び負債の変動	24,946	23,666
税金支払額	(1,176)	(1,398)
営業活動からのキャッシュ純額	41,421	32,346
投資活動からのキャッシュ純額	12,260	(8,662)
財務活動からのキャッシュ純額	(610)	13,479
非継続事業からのキャッシュ純額	(376)	(6,018)
現金及び現金同等物に係る為替相場の影響	(2,864)	286
現金及び現金同等物の純増加	49,831	31,431
現金及び現金同等物一期首残高	64,509	33,078
現金及び現金同等物一期末残高	114,340	64,509

リスク管理

パークレイズのリスク・エクスポージャーの概要

パークレイズが事業を行う世界中の大部分の地域での経済状況の悪化により、市場及びリスクを取り巻く全体的な環境は、2009年度において、パークレイズの全事業にとって厳しいものであった。

パークレイズは、このリスクを軽減し、これらの困難な状況に取り組むべく、引き続き積極的に事業を管理しており、当社の2008年12月31日終了事業年度の年次報告書の「リスク管理」セクションに記載されたリスク管理プロセスから大きな変更はない。

本決算書類の18ページから26ページ（訳者注：原文のページ）には、パークレイズのリスク・エクスポージャーに関する詳細が記載されている：

- 原文18ページから24ページには、重要なポートフォリオの参照及び資産のクオリティーの測定の要約を含め、様々な資産クラス及び事業にわたりパークレイズが直面する主要な信用リスクの内訳が記載されている。このセクションにおける詳細は、以下のとおりである：
 - －資産合計の評価基準別及び原資産クラス別内訳（原文18ページから19ページ）
 - －パークレイズ・キャピタルのクレジット市場に対する資産クラス別エクスポージャーの開示及び内訳
 - －ホールセール信用リスク
 - －リテールの信用リスク
- 原文25ページには、市場リスクの分析が記載されている。
- 原文26ページには、流動性リスクの主要な測定基準が記載されている。

より詳細な開示は、2009年12月31日終了事業年度のパークレイズ・ピーエルシーの仮年次決算書類にて行われている。

資産合計の内訳

2009年12月31日現在の資産	資産合計 百万ポンド	会計処理方法	
		公正価値 百万ポンド	原価基準 百万ポンド
現金及び中央銀行預け金	81,483	-	81,483
他銀行から取立中の項目	1,593	-	1,593
財務省短期証券及びその他の適格手形	9,926	9,926	-
債券	116,594	116,594	-
株式	19,653	19,653	-
売買貸付金	2,962	2,962	-
コモディティ ⁴	2,260	2,260	-
トレーディング・ポートフォリオ資産	151,395	151,395	-
公正価値で測定する金融資産			
貸付金	22,390	22,390	-
債券	4,007	4,007	-
株式	6,256	6,256	-
その他の金融資産 ⁵	8,658	8,658	-
自己勘定保有	41,311	41,311	-
投資契約に基づく顧客に対するユニットリンク型負債 に対応した保有 ⁶	1,257	1,257	-
金融派生商品	416,815	416,815	-
銀行に対する貸付金	41,135	-	41,135
顧客に対する貸付金	420,224	-	420,224
債券	43,888	43,888	-
株式	6,844	6,844	-
財務省短期証券及びその他の適格手形	5,919	5,919	-
売却可能金融商品	56,651	56,651	-
リバース・レポ取引及び借入有価証券に対する現金担保	143,431	-	143,431
その他の資産	23,853	1,207	22,646
2009年12月31日現在の資産合計	1,379,148	668,636	710,512
2008年12月31日現在の資産合計	2,053,029	1,359,189	693,840

1 リバース・レポ取引は主に、短期貸付金で、カウンターパーティによって差入れられた貸付金の担保となる資産が伴っている。

2 株式は主に、活発な市場で入手可能な相場価格によって算定された株式で構成される。

3 未利用のコミットメント257百万ポンド(2008年度:531百万ポンド)はオフバランスであり、このため、上表には含まれていない。これは、2008年12月31日からの表示方法の変更であり、従来は、2007年7月1日以降にオリジネートされた特定のローン・ファシリティを反映していた。

4 コモディティは主に、実在庫のポジションから構成される。

5 これらの金融商品は主に、組込デリバティブが付された貸付金及びリバース・レポ取引であり、公正価値で測定される。

6 投資契約に基づく顧客に対するユニットリンク型負債に対応した、公正価値で測定する金融資産は、当グループがこれらの資産の固有リスクにさらされていないため、これ以上の分析を行っていない。

	資産合計の内訳						うち、
	金融派生商品	貸付金	債券及び その他の手形	リバース・ レポ取引 ¹	株式 ²	その他	クレジット市 場に対する エクスポジ チャー ³
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
現金及び中央銀行 預け金	-	-	-	-	-	81,483	-
他銀行から取立中 の項目	-	-	-	-	-	1,593	-
財務省短期証券及 びその他の適格手 形	-	-	9,926	-	-	-	-
債券	-	-	116,594	-	-	-	1,186
株式	-	-	-	-	19,653	-	-
売買貸付金	-	2,962	-	-	-	-	-
コモディティ ⁴	-	-	-	-	-	2,260	-
トレーディング・ ポートフォリオ資 産	-	2,962	126,520	-	19,653	2,260	1,186
公正価値で測定す る金融資産							
貸付金	-	22,390	-	-	-	-	6,941
債券	-	-	4,007	-	-	-	-
株式	-	-	-	-	6,256	-	-
その他の金融資産	-	557	-	7,757	-	344	-
自己勘定保有	-	22,947	4,007	7,757	6,256	344	6,941
投資契約に基づく 顧客に対するユニ ットリンク型負債 に対応した保有 ⁵	-	-	-	-	-	1,257	-
金融派生商品	416,815	-	-	-	-	-	2,304
銀行に対する貸付 金	-	41,135	-	-	-	-	-
顧客に対する貸付 金	-	420,224	-	-	-	-	15,186
債券	-	-	43,888	-	-	-	535
株式	-	-	-	-	6,844	-	-
財務省短期証券及 びその他の適格手 形	-	-	5,919	-	-	-	-
売却可能金融商品	-	-	49,807	-	6,844	-	535
リバース・レポ取 引及び借入有価証 券に対する現金担 保	-	-	-	143,431	-	-	-
その他の資産	-	-	-	-	-	23,853	1,200
2009年12月31日現 在の資産合計	416,815	487,268	180,334	151,188	32,753	110,790	27,352
2008年12月31日現 在の資産合計	984,802	542,118	224,692	137,637	39,222	124,558	41,208

パークレイズ・キャピタルのクレジット市場資産の資産クラス別内訳

	2009年 12月31日現在	ABS CDO スーパー シニア	その他の米国 サブプライム	Alt-A	RMBS モノライン保 険会社にラッ プ保証された US RMBS	商業用不動産 ローン	商業用不動産
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
債券	1,186	-	3	323	-	-	-
トレーディング・ ポートフォリオ資 産	1,186	-	3	323	-	-	-
貸付金	6,941	-	52	-	-	6,534	-
公正価値で測定す る金融資産	6,941	-	52	-	-	6,534	-
金融派生商品	2,304	-	244	211	6	-	-
顧客に対する貸付 金	15,186	1,931	24	-	-	-	-
債券	535	-	209	326	-	-	-
売却可能金融商品	535	-	209	326	-	-	-
その他の資産	1,200	-	-	-	-	-	1,200
2009年12月31日 現在の資産合計	27,352	1,931	532	860	6	6,534	1,200
2008年12月31日 現在の資産合計	41,208	3,104	3,441	4,288	1,639	11,578	-

	商業用モーゲ ージ担保証券	モノライン保 険会社にラッ プ保証された CMBS	レバレッジ ド・ファイナ ンス ¹	SIV及び SIVライト	CDPC	モノライン保 険会社にラッ プ保証された CLOその他	プロティアム に対する 貸付金
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
債券	860	-	-	-	-	-	-
トレーディング・ ポートフォリオ資 産	860	-	-	-	-	-	-
貸付金	-	-	-	355	-	-	-
公正価値で測定す る金融資産	-	-	-	355	-	-	-
金融派生商品	(389)	30	-	53	23	2,126	-
顧客に対する貸付 金	-	-	5,250	122	-	-	7,859
債券	-	-	-	-	-	-	-
売却可能金融商品	-	-	-	-	-	-	-
その他の資産	-	-	-	-	-	-	-
2009年12月31日 現在の資産合計	471	30	5,250	530	23	2,126	7,859
2008年12月31日 現在の資産合計	735	1,854	8,517	963	150	4,939	-

¹ 未利用のコミットメント257百万ポンド(2008年度:531百万ポンド)はオフバランスであり、このため、上表には含まれていない。これは、2008年12月31日からの表示方法の変更であり、従来は、2007年7月1日以降にオリジネートされた特定のローン・ファシリティを反映していた。

パークレイズ・キャピタルのクレジット市場に対するエクスポージャー

パークレイズ・キャピタルの2009年12月31日現在のクレジット市場に対するエクスポージャーは、主に商業用不動産及びレバレッジド・ファイナンスに関するものである。これらには、損益計算書上で公正価値の変動が反映されるポジション及び貸付金及び売却可能に分類されるポジションが含まれる。

2009年12月31日現在の資産クラス別残高及び同日終了事業年度における評価損総額は、以下のとおりである：

米国住宅用 モーゲージ	2009年12月31日終了事業年度						
	2009年 12月31日現在	2008年 12月31日現在	2009年 12月31日現在	2008年 12月31日現在	公正価値の 損失	減損費用	損失総額
	百万ドル ¹	百万ドル ¹	百万ポンド ¹	百万ポンド ¹	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
ABS CDO スーパーシニア	3,127	4,526	1,931	3,104	-	714	714
その他の米国サブプライム及びAlt-A	2,254	11,269	1,392	7,729	531	555	1,086
モノライン保険会社にラップ保証されたUS RMBS	9	2,389	6	1,639	282	-	282
商業用モーゲージ							
商業用不動産ローン及び商業用不動産モーゲージ	12,525	16,882	7,734	11,578	2,466	-	2,466
担保証券	762	1,072	471	735	44	-	44
モノライン保険会社にラップ保証されたCMBS	49	2,703	30	1,854	497	-	497
その他のクレジット市場							
レバレッジド・ファイナンス ²	8,919	13,193	5,507	9,048	-	396	396
SIV、SIVライト及びCDPC	896	1,622	553	1,113	69	4	73
モノライン保険会社にラップ保証されたCLOその他	3,443	7,202	2,126	4,939	528	-	528
エクスポージャー合計	31,984	60,858	19,750	41,739			
評価損総額合計					4,417	1,669	6,086
プロティアムに対する貸付金	12,727	-	7,859	-			

2009年12月31日終了事業年度において、これらのポジションは14,130百万ポンド減少して、27,609百万ポンドとなった（2008年12月31日現在：41,739百万ポンド）。これらの減少には、売却及び一部償還の純額6,590百万ポンド、評価損総額6,086百万ポンド及び為替その他の変動による減少4,226百万ポンドが含まれている。また、2009年9月16日にクレジット市場資産5,087百万ポンド及びその他の資産2,367百万ポンドがプロティアム・ファイナンスLPに売却されたが、同社は、パークレイズが供与した貸付金7,669百万ポンドにより資金を調達した。2009年12月31日現在の貸付金残高は、経過利息を含め7,859百万ポンドであった。

2009年12月31日終了事業年度において、評価損総額の内訳は、損益に計上された公正価値の損失4,417百万ポンド（2008年度：6,290百万ポンド）、減損費用1,669百万ポンド（2008年度：1,763百万ポンド）であった。評価損総額には、米国住宅用モーゲージのポジションに対する2,082百万ポンド（2008年度：5,584百万ポンド）、商業用モーゲージのポジションに対する3,007百万ポンド（2008年度：1,488百万ポンド）、その他のクレジット市場のポジションに対する997百万ポンド（2008年度：981百万ポンド）が含まれている。

1 ポジションの大部分は米ドルで算定されているため、上記のポジションは、米ドルと英ポンドの両方で表示されている。

2 未利用のコミットメント257百万ポンド（2008年度：531百万ポンド）を含む。

ホールセール・ポートフォリオの信用リスク

ホールセール・ポートフォリオにおける顧客及び銀行に対する貸付金は、55,202 百万ポンド（18%）減少して、259,306 百万ポンドになった。これは、主にパークレイズ・キャピタルにおいて、42,972 百万ポンド（21%）減少して 165,624 百万ポンドになったことによるものであるが、この減少は、デリバティブ取引に対して保有していた現金担保の減少、英国以外の貸付金の減少、ポンド以外の通貨の価値の下落が原因であった。この減少は、クレジット市場資産の再構築及び従来のトレーディング目的保有資産の貸付金への組替えによる貸付金の増加によって、一部相殺された。貸付金は、パークレイズ・コマーシャル・バンキングにおいて、8,064 百万ポンド（12%）減少して 60,840 百万ポンドになった。これは、顧客からの需要が減少したことによるものであった。残高は GRCB-西ヨーロッパ及び GRCB-エマージング市場の両方において減少したが、これは、一部には、各地域における様々な通貨が英ポンドに対して弱くなったことによるものであった。GRCB-アブサにおける残高が 1,429 百万ポンド（17%）増加したのは、2009 年度において南アフリカランドが英ポンドに対して強くなったことによるものであった。ランドでの残高は前年度から横ばいであった。

ホールセール・ポートフォリオにおいて、貸付金に対する減損費用は 861 百万ポンド（33%）増加し、3,441 百万ポンド（2008 年度：2,580 百万ポンド）であったが、これは、主に以下のセグメントでの増加によるものであった：

- パークレイズ・コマーシャル・バンキング：デフォルト率の上昇及び資産価値の下落を反映している。
- GRCB-西ヨーロッパ：スペインにおける経済状況の悪化が特に商業、建設及び中小企業のポートフォリオに影響を及ぼしたこと、また、ユーロが平均して英ポンドに対して強かったことを反映している。
- GRCB-エマージング市場：与信状況が引き続き悪化した結果、少数の大口先への償却費用が上昇したこと、また、様々な通貨が平均して英ポンドに対して強かったことによるものであった。

パークレイズ・キャピタルの減損費用は 1,898 百万ポンド（2008 年度：1,936 百万ポンド）で、概ね 2008 年度と同様であったが、これは、クレジット市場に対するエクスポージャーについての減損費用の減少が、クレジット市場以外に対するエクスポージャーについての減損費用の増加によって、一部相殺されたためであった。

2009 年度の当グループのホールセール・ポートフォリオ全体における貸付金の貸倒率は 133bps（2008 年度：82bps）で、これは、減損の増加及びホールセール・ポートフォリオの貸付金の 18%の減少を反映している。

2010 年に入り、ホールセール・ポートフォリオのパフォーマンスに関する主な不確定要素は、以下の点である：

- 英国、米国、スペイン及び南アフリカにおいて政府が緊急経済対策を終了させる方法及び時期を検討しているため、景気回復の規模及び持続性、並びに資産価格
- 信用ポジションが景気の悪化に敏感な様々な業界及び地域における大口先のリスク及び固有の損失の可能性
- 商業用不動産及びレバレッジド・ファイナンスを含むクレジット市場に対するエクスポージャーの保有残高が更に悪化する可能性
- 国債の信用度の低下による影響の可能性

リテールの信用リスク

リテール・ポートフォリオにおける顧客に対する貸付金は、11,261 百万ポンド（6%）増加して、212,849 百万ポンドになった。残高はほとんどの事業で増加したが、最大の増加を示したのは UK リテール・バンキングで、4,981 百万ポンド（5%）増加して 101,064 百万ポンドになった。この増加は、主に UK ホーム・ファイナンスのポートフォリオにおいてであった。各地の事業において、残高は緩やかな増加を示したが、無担保ローン及び当座貸越に関する残高はやや減少した。GRCB-西ヨーロッパは、2,517 百万ポンド（6%）増加したが、これは主に、モーゲージ及びカードについての営業基盤の拡大に伴うイタリア及びポルトガルでの増加を反映している。この増加は、英ポンドに対してのユーロ高によって、一部相殺された。GRCB-アブサにおける残高が 2,611 百万ポンド（11%）増加したのは、2009 年度において南アフリカランドが英ポンドに対して強かったことによるものであった。ランドでの残高は 3%減少した。GRCB-エマージング市場の残高は、483 百万ポンド（12%）減少したが、これは、一部には、現地通貨に対する英ポンドの為替変動を反映している。

リテール・ポートフォリオにおいて、貸付金に対する減損費用は 1,584 百万ポンド（68%）増加し、3,917 百万ポンド（2008 年度：2,333 百万ポンド）であったが、これは、全地域において、経済状況、特に失業問題が悪化したためであった。減損の方針及び算定方法の強化、為替変動、ポートフォリオの満期も影響を及ぼした。最大の増加を示したのはパークレイカードで、695 百万ポンド（64%）増加して 1,781 百万ポンドであった。これは主に、英国及び米国における返済延滞の増加及び経済状況の悪化、並びにポートフォリオの満期によるものであった。UK リテール・バンキングにおいては、334 百万ポンド（55%）増加して 936 百万ポンドであったが、これは主に、回収率の低下並びに減損の方針及び算定方法の強化によるものであった。GRCB-西ヨーロッパ及び GRCB-エマージング市場における減損費用は、特にスペイン及びインドにおける与信状況の悪化に伴う延滞率の上昇の影響を受けた。GRCB-アブサにおける減損の増加は、消費者融資における延滞率の上昇及び 2007 年与信法の制定に伴うクレジット・カウセリング残高の増加によるものであった。

2009 年度の当グループのリテール・ポートフォリオ全体における貸付金の貸倒率は 184bps（2008 年度：116bps）であった。

2010 年に入り、当グループのリテール・ポートフォリオのパフォーマンスに関する主な不確定要素は、以下の点である：

- 英国、米国、スペイン及び南アフリカにおいて政府が緊急経済対策を終了させる方法及び時期を検討しているため、景気回復の規模及び持続性
- これらの市場において失業問題が及ぼす強い影響力、並びに延滞率及び不良債権償却率への影響
- 英国、米国及びユーロ圏における金利上昇の可能性の速度及び範囲
- 英国、南アフリカ及びスペインにおける住宅価格の更なる下落の可能性

市場リスク

市場リスクとは、パークレイズの利益又は資本あるいは事業目的を達成する能力が、金利、信用スプレッド、コモディティ価格、株価、為替レートなど市場でのレートや価格の水準の変化又はボラティリティにより、不利な影響を受けるリスクである。市場リスクに対するエクスポージャーの大部分は、パークレイズ・キャピタルにある。

リスクの測定及び管理

取引市場リスクの測定及び管理に使用される測定手法には、デイリー・バリュー・アット・リスク（以下「DVaR」という。）、予想不足額、DVaR のシミュレーションによる仮想損失のうち最悪のもの3件の平均（以下「3W」という。）、グローバル・アセット・クラス・ストレステスト、グローバル・シナリオ・ストレステストなどがある。

DVaR は、現在のポジションをそのまま1営業日保有する場合に市場の不利な変動から生じる可能性がある損失の見積りである。パークレイズ・キャピタルは、過去2年間の単純平均を用いた、信頼水準95%のシミュレーション手法を使用している。

DVaR モデルは、FSA がトレーディング勘定について自己資本比率の計算に使用することを承認している。FSA は、損失（FSA が BIPRU7.10 において定義）が信頼水準99%で測定された DVaR の見積りを上回る日数によって、DVaR モデルをグリーン、アンバー、レッドに分類している。グリーンモデルは、良好なワーキングモデルと一致している。パークレイズ・キャピタルのトレーディング勘定については、2009 年度及び2008 年度において、グリーンモデルが維持された。内部では、DVaR はトレーディング勘定及び中央銀行勘定について計算されている。

市場のボラティリティは、2008 年度下半期に見られた極端な水準から縮小しているが、金融危機以前の2007 年度の水準を依然として上回っている。単純平均 DVaR シミュレーション法の結果、2008 年度の極端なボラティリティは、引き続き2010 年末頃まで DVaR に影響すると考えられている。

予想不足額は、DVaR の範囲を超えた過去の期間を用いたシミュレーションによるすべての仮想損失の平均である。管理のフレームワークを向上させるため、3W（DVaR の過去の期間のシミュレーションによる仮想損失のうち最悪のもの3件の平均）の正式なモニタリングは、2009 年度上半期に開始された。

ストレステストは、極端な状況において発生する可能性がある損失の潜在的な規模を示すものである。グローバル・アセット・クラス・ストレステストは、金利、信用スプレッド、コモディティ、株式、為替レートを含む主要な資産クラスを対象として、設計されている。グローバル・シナリオ・ストレステストでは、極端ではあるが発生しうる種類のストレスの変動をもたらし、それにより収益性が著しく損なわれる可能性のある事由が想定されている。

市場リスクは、必要に応じて上記のリスク測定に基づき制限を設けることにより管理されている。制限は、パークレイズ・キャピタル合計レベル、金利リスクなどのリスクファクター・レベル、エマージング市場などの事業レベルで設定されている。為替や金利デルタの制限など帳簿上の制限も適用されている。

パークレイズ・キャピタルの市場リスクに対するエクスポージャーの分析

パークレイズ・キャピタルの市場リスクに対するエクスポージャーは、DVaR 合計の平均で測定されており、45%増加して77 百万ポンド（2008 年度：53 百万ポンド）であった。増加は主に、ボラティリティを考慮したこと、金利及び信用スプレッドに対するエクスポージャーの増加、リーマン・ブラザーズの北米事業の買収によるものであった。2008 年度のボラティリティが極端であったため、2009 年度は通年で DVaR に影響を及ぼしたが、2008 年度の DVaR には最後の4ヶ月間のみ影響を及ぼしたことにより、ボラティリティが平均 DVaR に影響した。

DVaR は、2009 年3月に119 百万ポンドで最大となり、その後、主に信用スプレッド及び金利に対するエクスポージャーの減少により次第に減少し、8月に58 百万ポンドになった。

その後、市場が回復し始め、クライアントの取引を促進するために新規のポジションが追加されたことにより、DVaR は増加した。DVaR は、エクスポージャーの減少及び分散化により、年末近くに向かって減少した。12月31日現在の DVaR 合計は55 百万ポンド（2008 年12月31日現在：87 百万ポンド）であった。

予想不足額及び3Wは、それぞれ平均で121 百万ポンド及び209 百万ポンドで、2008 年度と比較して、51 百万ポンド（73%）及び93 百万ポンド（80%）増加した。

2010 年に入り、パークレイズの市場リスクに影響を及ぼす可能性がある主な不確定要素は、金利、コモディティ、信用スプレッド、株価及び為替レートのボラティリティに関連している。これらの市場は、中央銀行の支援により流動性の改善及びボラティリティの縮小を示しているが、政府の方針では、インフレのリスクを管理しながら将来の経済成長目標を追求しているため、価格の不安定さやボラティリティの拡大が依然として発生する可能性がある。

流動性リスク

パークレイズは、グループの流動性リスクの管理のために、包括的な流動性リスク管理フレームワーク（以下「流動性フレームワーク」という。）を有している。流動性フレームワークの目的は、ホールセール資金市場にパークレイズが受け入れられない場合又は市場全体が閉鎖的である場合に、少なくとも FSA が定める最小限の期間について、当グループが事業活動を継続するのに十分な流動性を有することである。流動性フレームワークにおいて現在適用されているストレステストの多くが、FSA の新体制においても適用される予定である。ただし、正確な測定単位は、FSA が規定するパークレイズの最終的な個別流動性ガイダンスにおいて、異なる可能性がある。フレームワークは、融資の損失をもたらす可能性があるホールセール及びリテールの要因の範囲を検討しており、それには以下の項目が含まれる：

- ホールセール負債の満期到来
- 担保付融資の損失及び帳簿残額に対する担保の積増し
- 預金口座からのリテール用及び商業用の資金流出
- 貸付及びコミットメントの実行
- 格付の2段階引下げの潜在的な影響
- カウンターパーティによる委託証拠金の引出し

これらのストレス・シナリオは、当グループの流動性プールの適切な水準の評価に使用されている。流動性プールは、担保権を設定されていない資産及び預金で構成される。パークレイズは、定期的にこれらの資産を使って担保付貸出市場を評価しており、それにより、プールの組成の基礎となる流動性の前提条件をテストしている。当グループは、流動性フレームワークにおけるストレス・シナリオにおいて、流動性プールを現金化するために中央銀行を利用することを想定していない。

会計方針

継続企業の前提

当グループの事業活動及び財政状態、今後の発展及び業績に影響を及ぼす可能性がある要素、並びに当グループがさらされている金融リスク及び資本を管理する上での目的及び方針については、「事業部門別業績」及び「リスク管理」のセクションに記載されている。取締役は、現在及び今後見込まれる経済情勢を踏まえて、継続企業としての当グループの存続能力を評価している。取締役は、予見できる将来において、当グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認した。このため、財務書類の作成に継続企業の前提を引き続き適用している。

会計方針の変更

当グループは 2008 年度の年次報告書に使用された会計方針を引き続き適用しており、また、以下を適用した。

- IFRS 第 2 号の 2008 年の改訂「株式報酬－権利確定条件及び取消」により、従業員向け株式報酬の会計処理が変更された。その結果、付与日の公正価値の見積り及び費用認識のタイミングにおいて、権利確定以外の条件が考慮される。過年度への影響に重要性はないため、過年度修正は行われていない。
- IFRS 第 7 号の改訂「金融商品に関する開示の改善」により、流動性リスク及び金融商品の公正価値に関して追加の開示が行われた。
- IAS 第 1 号（改訂）により、認識利得損失計算書が包括利益計算書に再編成され、株主資本変動表が追加されることとなった。これは、その他の基準により要求されている特定の取引及び事象の認識、測定又は開示を変更するものではない。

今後の会計基準

IFRS 第 3 号「企業結合」の改訂及び IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」は、パークレイズにおいて、2010 年 1 月 1 日より適用が開始された。この変更により、段階的取得及び株主資本の 100%未満の取得が主に影響を受ける。支配力の喪失を招かない非支配持分の取引に係る損益は、資本取引として会計処理され、損益計算書には認識されず、株主資本に直接認識されることになる。また、取得関連費用は、当該費用が債券又は持分証券の発行に直接関係する場合を除いて、費用として認識されることになる。

IFRS 第 9 号「金融商品：分類及び測定」は 2009 年 11 月 12 日に公表された。これは IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に替わるプロジェクトの第一段階であり、最終的には当グループが金融商品を会計処理する方法の根本的な変更をもたらすこととなる。当該基準の適用は、2013 年 1 月 1 日以降に開始する会計期間までは強制的なものではない。早期適用は、当該基準が EU により承認された後に、認められる。

プロジェクトの今後の段階で対応予定の金融商品の会計処理には、金融負債、償却原価で会計処理されている金融資産の減損及びヘッジ会計の会計処理が含まれている。当グループはプロジェクトの第一段階の影響を評価しており、導入に適切なプログラムを決定する目的で今後の展開を見守っている。現段階では、全体としてのプロジェクトの潜在的な影響は判断できない。

IFRS に対するその他の改訂及び解釈指針が多数公表されており、今後の会計期間において適用開始の予定である。それらは、当グループの会計方針に重要な変更をもたらさないと予想されている。

注記

1. 税金

継続事業の税引前利益に基づく 2009 年度の実効税率は 23.0% (2008 年度 : 8.8%) であった。実効税率は英国の税率 28% (2008 年度 : 28.5%) とは異なっているが、これは、非課税の利益及び収益、英国外の課税対象損益に適用される様々な税率、過年度に関して損金否認された費用及び調整によるものである。2008 年度の継続事業に係る実効税率が 8.8% と低かったのは、主にリーマンの買収によるものであった。

2. 株主資本

普通株式

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、2009 年 12 月 31 日現在、1 株 1 ポンドの普通株式 2,342 百万株 (2008 年 12 月 31 日現在 : 2,338 百万株) からなっている。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの全ての発行済普通株式資本は、2009 年 12 月 31 日現在、パークレイズ・ピーエルシーが実質的に所有している。

優先株式

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、2009 年 12 月 31 日現在、以下の通貨建ての優先株式 60 百万ポンド (2008 年 12 月 31 日現在 : 60 百万ポンド) からなっている。

	2009年12月31日現在 千株	2008年12月31日現在 千株
1 株 1 ポンドの発行済全額払込済株式	1	1
1 株100ポンドの発行済全額払込済株式	75	75
1 株0.25米ドルの発行済全額払込済株式	237,000	237,000
1 株100米ドルの発行済全額払込済株式	100	100
1 株100ユーロの発行済全額払込済株式	240	240

3. 訴訟

2009 年 11 月 25 日、英国最高裁判所は、当座貸越手数料に関する訴訟について銀行側を支持する判決を下した。その後、公正取引庁は、最高裁判所の決定を受けて、当該手数料の公正性についての調査を進める予定がないことを発表した。従って、当行は、取下げられた又は棄却された訴訟において係属中のものと同じ法的原則を前提としていた全ての請求権を有することを求めている。別の根拠に基づき当該手数料に異議を唱える申立てが依然として少数残っているが、これらの申立てはパークレイズに重要な影響を及ぼさないと予想されている。

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・ピーエルシー並びにパークレイズ・ピーエルシーの取締役会の現メンバー及び旧メンバーは、米国のニューヨーク南部地区連邦地方裁判所において係属中の有価証券集団訴訟 5 件 (連結されている) の被告とされている。2009 年に提出された当初の申立ては、2006 年から 2008 年の間に複数回にわたりパークレイズ・バンク・ピーエルシーが提供した優先株式シリーズ 2、3、4 及び 5 (ADS) を表す米国預託株式に関する登録届出書が、(特に) パークレイズのモーゲージ関連証券 (米国のサブプライム関連を含む) のポートフォリオ及びパークレイズの財政状態に関する虚偽表示及び省略を含んでいたと主張している。この申立ては、1933 年証券法第 11、12(a)(2) 及び 15 条に基づいて請求を主張している。パークレイズは、パークレイズに対するこれらの ADS 関連の請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁している。これらの請求に関して発生する可能性がある損失又はこれらの請求が特定の会計期間における経営成績に及ぼす影響を見積もることは不可能である。

2009年9月15日、米国のニューヨーク南部地区連邦破産裁判所にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」という。）、リーマン・ブラザーズ・インクのSIPA受託者（以下「受託者」という。）及びリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会（以下「委員会」という。）による申立てが提出された。3件の申立ては全て、2008年9月にパークレイズ・キャピタル・インク（以下「BCI」という。）及びパークレイズ・グループの他の会社がリーマン・ブラザーズ・インク（以下「LBI」という。）の資産の大部分を取得した取引の特定の部分並びにかかる売却を承認する裁判所命令に異議を唱えている。原告は、BCIへの一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過してBCIが受け取ったとされる分をLBIの財産として返還するようにBCIに要求すること、BCIが売却書類及び売却承認命令に従ったと主張している一部の資産に対する権利を有していないことを宣言することについて、命令を求めている。2009年11月16日、LBHI、受託者及び委員会は、係属中の申立てと同じ主張に基づきBCIに対する請求を主張し、また申立てで要求されているものと類似の救済を求めて、破産裁判所に別の申立てを提出した。2010年1月29日、BCIは申立てに対する答弁書を提出した。パークレイズは、BCIに対する申立て及び請求は実体がないと考えており、BCIはその立場を積極的に抗弁している。2010年1月29日、BCIも、LBHI及びLBIが売却書類及び売却承認命令で求められている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求めて、申立てを提出した。これらの事件に関してパークレイズに発生する可能性がある損失又はこれらの事件が特定の会計期間における経営成績に及ぼす影響を見積もることは不可能である。

パークレイズは、英国及び米国を含む多くの海外の管轄区の両方において、通常の事業で生じるその他の様々な訴訟に原告又は被告として関わっている。パークレイズは、パークレイズが当事者となっているあらゆる訴訟の最終的な結果が、当グループの財政状態に重大で不利な影響を与えるとは予想していない。また、パークレイズは、これらの訴訟に伴う偶発債務を合理的に見積ることができないとの理由から、又はそのような偶発債務の開示が当該訴訟の進行に不利益を及ぼす可能性があるとの理由から、当該偶発債務について開示していない。

4. 競合及び規制事項

規制の大規模な変更は依然として継続中であり、また世界的な金融危機によって、特にシステム上の重要性を持つと見なされる銀行は、世界規模での大幅な規制強化や規制構造の変化に直面している。同時に、英国その他の地域における銀行業及び消費者金融業には、政治的にも規制上も監視が続けられており、場合によっては、規制が強化されている。例えば、米国の「2009年クレジットカード説明義務、責任及び開示法」は、クレジットカードの価格設定及びマーケティングに関する多数の慣行を制限することになる。法的枠組み、方針及び規制上の措置に関する今後の変更の内容及びその影響は、現段階において完全に予測することができず、またパークレイズの制御が及ばないものであるが、特に銀行規制の分野に関してはパークレイズの事業及び収益に影響を及ぼす可能性が高い。

支払補償保険（以下「PPI」という。）の市場は、英国競争当局及び英国金融サービス当局による監視下に置かれている。公正取引庁（以下「OFT」という。）からの照会を受けて、英国競争委員会（以下「CC」という。）はPPI市場について更なる調査を行った。CCは、2009年1月29日に最終報告を発表し、その中で、PPIをクレジット顧客に販売する場合、クレジット額面に付随するPPIを売り出す事業には殆ど又は全く競合がないと結論付けた。2009年3月に、パークレイズは、改善措置が適切な分析に基づいておらず、また過度に厳格であることを根拠として、販売時点（以下「POSP」という。）でのPPIの販売を禁止する改善措置を焦点とする訴えを提出した。競争控訴審判所（以下「CAT」という。）は、2つの根拠によりパークレイズの訴えを支持し、すなわちCCがPOSPの改善措置及びその根拠を再検討するように求められることとなり、この決定を2009年11月26日付けで発効する命令を行った。この緩和プロセスは2010年秋までに行われることが予想され、その時点でCCは最終的な改善措置命令を公表する予定である。

上記とは別に、2006年に、FSAはPPIの販売実務に関して、業界テーマ別の広範囲な検討結果を発表した。FSAは、顧客を公平に扱っていない企業が数社存在するとの結論を下し、今後これらの企業に対して規制を強化するとしている。未整備のPPI販売慣行への取組みはFSAの最優先事項とされている。2009年9月に、FSAは2005年1月14日以降に行われたPPIの申立ての評価及び是正案に関する協議文書を公表した。FSAは、2010年初頭に方針に関する文書の最終版を公表する意向であり、FSAソースブックのDISP規則を改訂する予定であることを発表した。パークレイズは自主的にFSAの要求を遵守し、一時払いPPIの販売を2009年1月末日で終了した。

OFTは、ビザ及びマスターカードのクレジットカードのインターチェンジ・レートに関する調査を行った。マスターカードのインターチェンジ・レートについてOFTが下した決定は、2006年にCATによって無効とされた。OFTはビザのインターチェンジ・レートに関して調査を続行しており、マスターカードのインターチェンジ・レートに関する2度目の調査も同時に進行中である。調査がどのような結果に終わるかは不明であるが、これらの調査は消費者金融業全般、ひいてはこの分野におけるパークレイズの事業に影響を及ぼす可能性がある。2007年に、OFTはデビットカードを含めるためにインターチェンジ・レートに関する調査の範囲を拡大した。

訴訟に関する最高裁判所の判決（29 ページ（訳者注：原文のページ）の「訴訟」の注記参照）にも関わらず、パークレイズは引き続き個人当座勘定に関する OFT の作業に関与している。OFT は 2007 年に英国における個人当座勘定（以下「PCA」という。）に対する市場調査を開始し、英国のリテール・バンキングにおける競争原理の検討のため、その他のリテール・バンキング商品、特に貯蓄口座、クレジットカード、個人ローン及び住宅ローンについても調査の対象とした。2008 年に、OFT は市場調査報告を発表し、英国の PCA 市場の一部では顧客対応がうまく機能していないと結論付けた。OFT は、英国の PCA 市場には何らかの規制介入が必要であるとの暫定的な結論に達した。OFT はまた、報告事項に対する意見とこの報告で取り上げた問題への対応を求めて、協議を行った。2009 年 10 月に、OFT は OFT と業界の間で合意された自主的なイニシアチブの詳細を含むフォロー・アップ・レポートを公表した。パークレイズは、市場調査プロセスに全面的に参加しており、今後も継続して参加する予定である。

米国の法律及び規制は、米国財務省外国資産管理局が指定した外国、国民及びその他に対し実施する経済制裁に従うことを求めている。同様に、英国財務省による規制も、英国政府によって採用された経済制裁に従うことを求めている。パークレイズは、このような制裁の対象となっている国、人物又は事業者が関与する米ドルの支払いに関する内部レビューを実施しており、このレビューの結果について政府当局に報告している。パークレイズは、ニューヨーク郡地区検察局及び米国司法省から、これらの制裁及びニューヨーク支店が行った特定の米ドル支払処理について照会を受けた。ニューヨーク郡地区検察局及び米国司法省は、他の当局とともに、米国以外の金融機関による経済制裁の準拠に関する調査を行っているものとされている。パークレイズはこれらの照会に対応し、経済制裁の準拠に関するパークレイズの行動に対する規制当局、司法省及び地区検察局の調査に協力している。パークレイズはまた、FSA からも調査の正式な通告を受けており、FSA に対し、これらの米国における調査及びパークレイズの内部レビューの進展について報告を続けている。パークレイズのレビューは継続中である。現時点において、パークレイズのレビュー及び上述の調査が対象としている問題の最終的な結論について、その時期や結論の財政上の影響の可能性を含めて予測することは不可能であり、その影響が大きいこともありうる。

5. 決算日後に生じた事象

2010 年 1 月 1 日、当グループは、スタンダード・ライフ・バンク・ピーエルシーの 100%所有権を現金対価 227 百万ポンドで取得した。取得資産には、貯蓄口座約 58 億ポンド及びモーゲージ口座残高約 75 億ポンドが含まれていた。

2009 年 11 月 3 日に公表された通り、当グループはその事業構造を変更した。これは 2010 年 1 月 1 日に開始する期間における当グループの外部向け財務報告に反映される予定である。本決算書類に表示されるセグメント情報は、2009 年 12 月 31 日終了事業年度において管理及び報告目的で使用された事業セグメント及びその他の事業を示している。当グループは、2010 年度第 1 四半期の四半期経営者報告書より前に、比較目的で、変更後のグループ構造に基づく 2009 年度のセグメント情報を提供する意向である。

6. 非継続事業

2009年12月1日、当グループは、ブラックロック・インク（以下「ブラックロック」という。）へのパークレイズ・グローバル・インベスターズの売却を完了した。完了時の対価は、ブラックロックの新株 37,567 百万株を含めて、152 億米ドル（95 億ポンド）であった。これにより、当グループは拡大後のブラックロック・グループの 19.9%の経済的持分を有することとなり、これは売却可能持分投資として会計処理される。税引前売却益は 6,331 百万ポンドで、税金費用は 43 百万ポンドであった。これは英国の税法に準拠した英国の実質的株式保有に係る税額控除の適用を反映している。

非継続事業の業績は以下の通りである。2009年12月31日終了事業年度における業績は、売却日までの11ヵ月間におけるものである。

	2009年12月31日 終了事業年度 百万ポンド	2008年12月31日 終了事業年度 百万ポンド
利息収入純額	33	-
受取手数料純額	1,759	1,916
トレーディング収益/(費用)純額	1	(10)
投資収益純額	66	-
自己勘定取引	67	(10)
その他の収益	4	10
収益合計	1,863	1,916
無形固定資産償却費及び取引費用を除く営業費用	(1,123)	(960)
無形固定資産償却費	(14)	(15)
営業費用	(1,137)	(975)
非継続事業による税引前利益	726	941
税金	(237)	(337)
非継続事業による税引後利益	489	604
非継続事業の売却益	6,331	-
税金	(43)	-
非継続事業の売却益純額	6,288	-
非継続事業による税引後利益（売却益を含む）	6,777	604

非継続事業に関連するその他の包括利益は以下の通りである。

	2009年12月31日 終了事業年度 百万ポンド	2008年12月31日 終了事業年度 百万ポンド
売却可能資産	10	(9)
為替換算に係る積立金	(85)	133
包括利益の構成要素に関する税金	17	(10)
非継続事業によるその他の包括利益（税引後）	(58)	114

非継続事業に帰属するキャッシュフローは以下の通りである。

	2009年12月31日 終了事業年度 百万ポンド	2008年12月31日 終了事業年度 百万ポンド
非継続事業からのキャッシュフロー		
営業活動からの正味キャッシュフロー	333	524
投資活動からの正味キャッシュフロー	(25)	(93)
財務活動からの正味キャッシュフロー	(550)	(362)
現金及び現金同等物に係る為替相場の影響	(134)	217
現金及び現金同等物の純(減少)/増加額	(376)	286

その他の情報

登記上の本社

英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1。電話番号：+44 (0) 20 7116 1000。

会社登記番号：1026167

ホームページ

www.barclays.com

SEC への提出

2009 年 12 月 31 日終了事業年度の法定財務書類は、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）への様式 20-F によるパークレイズ・ピーエルシー及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーの共同年次報告書に必要な特定の情報も含んでおり、3月下旬の公表後には、米国、ニューヨーク州 10019、ニューヨーク 7 番街 745 番地のパークレイズ・バンク・ピーエルシーのコーポレート・コミュニケーション、又は上記のパークレイズの登記上の本社の住所のインベスターズ・リレーションズ担当取締役から入手可能である。SEC 提出後には、様式 20-F の写しは、パークレイズ・インベスター・リレーションズのウェブサイト（下記参照）及び SEC のウェブサイト（www.sec.gov）からも入手可能である。これらの結果は、公表後、出来る限り速やかに SEC に様式 6-K として提供される。

詳細については、以下にご連絡ください。

<u>インベスター・リレーションズ</u>	<u>メディア・リレーションズ</u>
スティーブン・ジョーンズ/ジェームズ・ジョンソン	ハウエル・ジェームズ/アリスティア・スミス
+44 (0) 20 7116 5752/7233	+44 (0) 20 7116 6060/6132

パークレイズに関する詳細については、以下のウェブサイト上で公開される。

www.barclays.com/investorrelations

用語解説

アプサーバークレイズ・ピーエルシーの業績に連結されたアプサ・グループ・リミテッドの業績を指す。無形固定資産償却費、特定の本社調整、移転価格及び少数株主持分について調整し、英ボンドに換算される。

アプサ・グループ・リミテッドー親会社がヨハネスブルグ証券取引所（JSE リミテッド）に上場されており、パークレイズがその親会社に対する支配持分を所有している、南アフリカのグループの連結された業績を指す。

ABS CDO スーパーシニアーアセット・バック証券（下記に定義）の債務担保証券にリンクされた債券のスーパーシニア・トランシュ。スーパーシニア・トランシュの支払は、他の債務に優先される。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

調整後グロスレバレッジー適格 Tier 1 資本に対する調整後有形資産合計の倍率。調整後有形資産合計は、総資産から、デリバティブのカウンターパーティとの相殺額、貸借対照表上で管理されている資産、決済残高、のれん及び無形固定資産を差し引いた金額である。以下の「Tier 1 資本」を参照のこと。

Alt-Aーサブプライムより低リスクとみなされるが、通常の基準に基づく融資よりは高リスクの性格を有する貸付金。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

延滞ー顧客の債務の履行が遅れ、結果として貸付金残高が未払又は支払期限を超過している場合に、その顧客は延滞していると言われる。このような顧客は支払遅延状態にあるとも言われる。顧客が延滞している場合、その残高全額は支払遅延状態にあると言われ、すなわち、支払遅延状態の残高が、支払期限を超過している貸付金残高合計であることを意味している。

アセット・バック証券（ABS）ー信用の裏付となる資産のプールに対する持分を表す有価証券。信用の裏付となるプールは、一連の関連するキャッシュフローをもたらすものであればどのような資産でも構成することができるが、一般的には住宅用又は商業用モーゲージのプールであり、債務担保証券（CDO）の場合には、信用の裏付となるプールは ABS 又は他のクラスの資産の可能性がある。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

債務担保証券（CDO）ー資産担保証券（ABS）（上記に定義）及び／又は発行体が購入したその他の特定の関連資産を信用の裏付とする、第三者が発行した有価証券。CDO には、基礎となる資産を通じてサブプライム・モーゲージ資産に対するエクスポージャーをその特色としているものもある。CDO2 証券は、第三者が証券化した CDO に対する投資を表している。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

ローン担保証券（CLO）ー商業用ローンのプールからの返済によって保証される有価証券。支払は、所有者のクラス（トランシュ）別に行われる場合がある。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

商業用モーゲージ担保証券（CMBS）ー商業用モーゲージのプールに対する持分を表す有価証券。これらの有価証券の投資家は、将来のモーゲージの支払（利息及び／又は元本）によって受領する現金に対する権利を有する。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

商業用不動産ー商業用不動産には、オフィスビル、産業用の資産、医療センター、ホテル、ショッピング・モール、小売店、ショッピング・センター、農地、集合住宅、倉庫、車庫、工業用不動産などが含まれる。商業用不動産ローンは、一連の商業用不動産によって保証されるものである。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

収益に対する人件費の比率ー保険金控除後の収益合計から減損費用を差し引いた金額に対する、従業員の人件費の割合。

コア Tier 1 資本ー払込請求済株式及び適格剰余金に、少数株主持分を加算し、無形固定資産並びに規制上の減損引当金に対する予想損失の超過額及び FSA の規定による証券化ポジションに関する控除額を差し引いた金額。

収益に対する費用の比率ー保険金控除後の収益合計に対する営業費用の割合。

収益純額に対する費用の比率ー保険金控除後の収益合計から減損費用を差し引いた金額に対する、営業費用の割合。

カバレッジ比率ーCRL 残高に対する減損引当金の割合。

クレジット・デリバティブ・プロダクト・カンパニー (CDPC)－クレジット・デリバティブに係る保証を販売する会社。CDPC はモノライン保険会社と類似している。しかし、モノライン保険会社とは異なり、保険会社としての規制を受けていない。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

クレジット市場に対するエクスポージャー－世界中のクレジット市場での長期的な景気後退によって大きな影響を受けた商業用不動産及びレバレッジド・ファイナンス事業に関連する。エクスポージャーには、損益計算書上で公正価値測定の対象となるポジション、貸付金及び売却可能に分類されるポジション、その他の資産が含まれる。

信用スプレッド－クーポン率及び満期日の構成が同じで、関連する信用リスクが異なる有価証券間でのイールド・スプレッド。信用格付が悪化するとイールド・スプレッドが拡大する。市場が比較的低い格付を受入れるために要求される、ベンチマーク又は無リスク・レートを超過するプレミアムのことである。

顧客預り金－個人及び金融機関以外の会社によって預け入れられた資金。このような資金は、「顧客預り金」として、当グループの貸借対照表に負債として計上される。

デイリー・バリュエーション・リスク (DVaR)－現在のポジションをそのまま1営業日保有する場合に、通常の市況において市場の変動から生じる可能性がある損失の見積りであり、信頼水準に達するよう測定されている（「VaR」も参照のこと）。

支払遅延－「延滞」を参照のこと。

経済的利益－税金及び少数株主損益控除後利益に、取得した無形固定資産の償却費を足し戻した金額から、少数株主持分控除後の調整平均株主持分に当グループの資本コスト比率を乗じて算出した資本費用を差引いたもの。

買収に係る利益－企業結合において認識された識別可能資産、負債及び偶発債務の正味公正価値に対する買収会社の持分のうち、結合コストを超過する金額。

収益－別途記載のない限り、保険金控除後の収益合計。

費用に対する収益の伸び率－費用の増加と収益の増加との差異。

流動性プール/バッファ－厳しい市場状況において銀行がキャッシュ・アウトフローの需要に対応できるように、当グループの流動性プールは、中央銀行預け金及び特に当グループが偶発的な事象の発生に備えて保有している流動性の高い担保で構成されている。

貸倒率－クレジット市場に係る減損費用合計（売却可能資産及びリバース・レポ取引を除く）を顧客及び銀行に対する貸付金総額（償却原価による）で除して算出する。

モノライン保険会社－モノライン保険会社とは、債務証券のカウンティパーティによる債務不履行の際の、債務証券保有者に対する信用保証の提供に特化した会社と定義されている。この保証は、通常、保有するエクスポージャーを信用の裏付とするクレジット・デフォルト・スワップ (CDS) などのデリバティブの形で保有されている。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

モノライン保険会社のラップ保証－モノライン保険会社による信用補完又は保証が付されている債務証券。ラップ保証とは、カウンターパーティによる債務不履行の場合に、債務証券の保有者に支払われるべき想定元本及び利息のキャッシュフローに対する信用保証のことである。したがって、有価証券にモノライン保険会社のラップ保証が付されている場合、元本及び利息の支払は、モノライン保険会社によって保証されている。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

モーゲージ担保証券 (MBS)－モーゲージのグループに対する持分を表す有価証券。これらの有価証券の投資家は、将来のモーゲージの支払（利息及び/又は元本）によって受領する現金に対する権利を有する。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

モーゲージ関連証券－モーゲージを信用の裏付とする有価証券。「RMBS」、「CMBS」、「MBS」を参照のこと。

受取利息純額－当グループの持分に係る受取利息を含め、資産に対して受領した利息と負債に対して支払った利息との差額。

当グループ自身の信用度－当グループ自身の信用度が金融負債の公正価値に及ぼす影響。

プライム－信用度がより高い貸付金で、政府のプログラムに含めるための基準を満たすと予想される。

自己勘定取引－自己勘定取引の内訳は、トレーディング収益純額と投資収益純額である。

レボ／リバース・レボ取引—借り手が一定の金利で金融証券を貸付金に対する担保にできる、買戻し条件付契約。レボ取引では、特定の日付に特定の価格で資産を買戻すというコミットメントを条件として、借り手が貸し手に有価証券を売却することに同意する。有価証券を売却する（及びそれを将来買戻すことに同意する）当事者にとってはレボ取引であり、取引の相手方である（有価証券を購入し、それを将来売却することに同意する）当事者にとっては、売戻し条件付契約、すなわちリバース・レボ取引である。

住宅用モーゲージ担保証券（RMBS）—住宅用モーゲージのグループに対する持分を表す有価証券。これらの有価証券の投資家は、将来のモーゲージの支払（利息及び／又は元本）によって受領する現金に対する権利を有する。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

リテール・ローン—法人ではなく個人に対する貸付金。これには、モーゲージやクレジット・カード残高など、有担保と無担保の両方が含まれる。

リスク調整後資産—関連するリスクについて調整した銀行の資産の測定基準。リスクウェイトは、バーゼル合意に準拠して規定され、FSAにより導入されている。

証券化—債務証券をプールにまとめ、それを新しい有価証券の保証に利用するプロセス。会社は SPV（特別目的会社）に資産を売却し、SPV はその価値に基づき資産によって保証される有価証券を発行する。これにより、資産の信用度を元々の会社の信用格付から分離することができ、リスクは外部の投資家に移転される。

SIV ライト—資産と資金調達コストとのスプレッドを利用するために様々な利付資産のポートフォリオに投資する SPE（特定目的会社）。SIV とは異なり、無期限ではなく、満期日が定められている CDO により類似している。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

ストラクチャード・インベストメント・ビークル（SIV）—資産と資金調達コストとのスプレッドを利用するために様々な利付資産のポートフォリオに投資する SPE（特別目的会社）。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

サブプライム—通常、支払遅延、更に裁判所の判決や破産などのより重大な問題が生じる可能性がある、信用実績が好ましくない借り手に対する貸付金。信用度、負債・収益比率の高さ、又は債務不履行リスクの増大を示すその他の基準によって測定されるように、返済能力の低下を示している場合もある。「リスク管理」セクションの「クレジット市場に対するエクスポージャー」を参照のこと。

Tier 1 資本—FSA が定義した銀行の財務力の測定基準。コア Tier 1 資本に、その他の発行済 Tier 1 証券を加算するが、金融機関における重要な保有に関しては控除の対象となる。

Tier 1 資本比率—リスク調整後資産に対する Tier 1 資本の割合を表す。

トップライン収益—当グループ自身の信用度に係る損益及びクレジット市場に係る評価損を考慮前の収益。

バリュー・アット・リスク（VaR）—現在のポジションをそのまま 1 営業日保有する場合に、通常の市況において市場の変動から生じる可能性がある損失の見積りであり、信頼水準に達するよう測定されている（「DVar」も参照のこと）。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。

1. 事業内容の概要

UKリテール・バンキング

UKリテール・バンキングは、パーソナル・カスタマー、ホーム・ファイナンス、ローカル・ビジネス、コンシューマー・レンディング及びパークレイズ・ファイナンシャル・プランニングの各部門で構成される。

当事業部門は、顧客との間でより広く深い関係を築くことを狙いとしている。パーソナル・カスタマー及びホーム・ファイナンスはリテール顧客に対して、当座預金、貯蓄預金及び投資商品、ウールウィッチブランドのモーゲージ並びに一般保険を含めた幅広い商品及びサービスを提供している。パークレイズ・ファイナンシャル・プランニングは、富裕層顧客に対して、バンキング、投資商品及びアドバイスを提供している。

ローカル・ビジネスは、小規模法人顧客に対してバンキング・サービスを提供している。またUKリテール・バンキングは、パークレイズ・ストックブローカーズ等のパークレイズのその他の事業部門からより専門的なサービスを受けるための玄関口としての機能も果たしている。

パークレイズ・コマーシャル・バンク

パークレイズ・コマーシャル・バンクは、リレーションシップ及び各地域、セクター及び商品の専門家のネットワークを通じて英国の81,000名以上の顧客に対してバンキング・サービスを提供している。

当事業部門は、取引先のニーズを把握するべく取引先と緊密に連絡をとりながら、商品、専門知識及びサービスの総合的な組み合わせで構成される、資金調達、リスク管理、取引及びキャッシュ・マネジメントに関するソリューションを提供している。これには、専門企業によるアセット・ファイナンス及びリーシング・ファシリティが含まれる。

パークレイカード

パークレイカードは、マルチブランドの国際的クレジットカード、消費者金融貸付業務及び支払決済業務部門である。現在、パークレイカードはヨーロッパ有数のクレジットカード会社の一つであり、アメリカ合衆国及び南アフリカでも急速に事業を拡大している。

英国におけるパークレイカードの活動には、「パークレイカード」ブランドのすべてのクレジットカード、有担保貸付事業、及びリテール・ファイナンス事業であるパークレイズ・パートナー・ファイナンスが含まれる。これらの事業のほか、パークレイカードは、スカイカード等の主要なブランドと提携して提携カード事業を運営している。パークレイカードは、引き続き英国市場をリードしており、2008年にはゴールドフィッシュの買収を通じて市場における地位を強化した。

パークレイカードは現在、ドイツ、南アフリカ及びアメリカ合衆国で事業を展開しているが、パークレイカードはこれらの地域で最も急成長を遂げているクレジットカード会社の一つである。スカンジナビアにおいては、パークレイカードはスウェーデンバンクとの合弁企業であるエンターカードを通じて業務を行っている。

支払決済業務を行っているパークレイカード・ビジネスは、89,000件の小売店及び業者のためにカードによる支払いを決済し、また法人顧客及び英国政府に対してクレジットカード及びチャージカードを発行している。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

西ヨーロッパ

「GRCB－西ヨーロッパ」は、スペイン、ポルトガル、フランス、イタリア及びロシアにおけるリテール・バンキング業務及びコマーシャル・バンキング業務並びにパークレイカード業務で構成されている。

「GRCB－西ヨーロッパ」は、リテール・モーゲージ、当座預金及び定期預金、商業貸付、無担保貸付、クレジットカード並びに投資及び保険商品を含めた様々な商品及びサービスを提供し、パークレイズのリテール顧客、一般富裕層顧客及び法人顧客のニーズに応じている。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

エマージング市場

「GRCB－エマージング市場」は、アフリカ、中東及び東南アジアの14の国におけるリテール・バンキング業務及びコマーシャル・バンキング業務並びにパークレイカード業務で構成されている。

「GRCB－エマージング市場」は、ボツワナ、エジプト、ガーナ、インド、ケニア、モーリシャス、パキスタン、セイシェル、タンザニア、ウガンダ、アラブ首長国連邦（UAE）、ザンビア及びジンバブエにおけるリテール・バンキング及びコマーシャル・バンキングの顧客にサービスを提供している。

当事業部門は、顧客及び取引先に対して、各種の商品及びサービスを提供している。これには、当座預金、貯蓄預金、投資商品、モーゲージ並びに有担保貸付及び無担保貸付が含まれる。

グローバル・リテール・アンド・コマーシャル・バンキング

アブサ

「GRCB-アブサ」は、リテール・バンキング、コマーシャル・バンキング及びバンカシュアランス部門の三つの事業部門で構成されている。アブサ・グループのその他の業務はアブサ・キャピタル及びアブサ・カードであるが、これらはそれぞれ、パークレイズ・キャピタル及びパークレイカードの一部に含まれている。

「GRCB-アブサ」は、ヨハネスブルグ・ストック・エクスチェンジ・リミテッドに上場されている、南アフリカ最大の金融サービス・グループの一つであるアブサ・グループ・リミテッドの一部門である。「GRCB-アブサ」は、当座預金、貯蓄預金商品、バンカシュアランス商品、モーゲージ、割賦金融並びに資産運用を含めたあらゆるバンキング業務関連の商品及びサービスを提供している。同部門は、商業顧客及び大企業顧客を対象としてカスタマイズされたビジネス・ソリューションの提供も行っている。

アブサの業務は主として、南アフリカで行われている。このほかに、当グループはモザンビーク、アンゴラ及びタンザニアの銀行の株式も保有している。

パークレイズ・キャピタル

パークレイズ・キャピタルは、世界有数の国際的な投資銀行であり、大企業、各国政府及び機関投資家に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

パークレイズ・キャピタルは、戦略的アドバイス及びM&A、株式及び債券による資金調達並びに法人向け貸付並びに外国為替、金利、エクイティ及びコモディティ関連のリスク管理を含む各種のサービスを顧客に提供する国際的な投資銀行である。

その業務は主として次の3分野で構成される。即ち、コモディティ、クレジット商品、エクイティ、外国為替及び金利商品を含む「グローバル・マーケット」、法人向けアドバイス、M&A、株式及び債券による資金調達並びに法人向け貸付を含む「インベストメント・バンキング」、並びに「プライベート・エクイティ・アンド・プリンシパル・インベストメント」である。パークレイズ・キャピタルには、アブサの投資銀行業務であるアブサ・キャピタルが含まれる。

パークレイズ・キャピタルは、顧客との関係及び商品からのシナジー効果を上げるために当グループのその他すべての部門と緊密に連携している。

バークレイズ・グローバル・インベスターズ

バークレイズ・グローバル・インベスターズ（BGI）は世界最大級の資産運用会社であり、資産運用商品・サービスを国際的に提供している。BGIはETF（上場投信）ビジネスにおいて、資産規模及びファンド数で国際的なリーダーであり、機関投資家及び個人投資家向けにBGIが設定しているETFは世界で合計360本である。

BGIは、インデックス運用、グローバル・アセット・アロケーション、そしてヘッジファンドを含むリスク管理型アクティブ運用戦略等、高度な運用商品とサービスを提供しており、また、セキュリティーズ・レンディング、キャッシュ・マネジメント、ポートフォリオ・トランジション・サービス等、資産運用に関連したサービスも提供している。

BGIは、顧客により良いサービスを提供するため、商品の開発及び販売においてバークレイズのその他の事業部門（特にバークレイズ・キャピタルとバークレイズ・ウェルス）と連携している。

バークレイズ・ウェルス

バークレイズ・ウェルスは、世界各国の資産家、富裕層及び仲介代理店顧客に焦点を当てている。

バークレイズ・ウェルスは、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、信託業務、投資運用並びに委託売買業務を提供している。

バークレイズ・ウェルスは、顧客との関係及び商品からのシナジー効果を上げるために当グループのその他すべての部門と緊密に連携している。これには例えば、バークレイズ・キャピタル及びバークレイズ・グローバル・インベスターズが有する機関投資家向けの質の高い商品及びサービスと併せて世界で一流の投資ソリューションを提供すること等が含まれる。

本社機能及びその他の事業

本社機能及びその他の事業は、以下で構成される。

- 本社機能及び本部サポート機能
- 移行事業
- 事業部門間の調整

本社機能及び本部サポート機能は、以下の分野で構成される。経営執行部、ファイナンス、財務、広報、人事、戦略・企画、内部監査、法務、秘書課、不動産、税務、コンプライアンス、及びリスク部門である。全面的に各事業部門のために使われた費用については、当該部門に再計上される。

移行事業は、主として特定の貸付ポートフォリオに関するものであり、これらの業務は、関係資産からの回収額を最大限にする目的で本部において管理されている。

2. 主要な経営指標等の推移

別紙に記載。

(別紙)

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

注：当グループは2004年1月1日から国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）を適用しているが、金融商品（国際会計基準（以下「IAS」という。）第32号及びIAS第39号）及び保険契約（IFRS第4号）に関連する基準については適用していない。これらの基準は2005年1月1日から適用されている。従ってIAS第32号、IAS第39号及びIFRS第4号適用時の影響は、「国際財務報告基準の初回の適用」（以下「IFRS第1号」という。）に準拠して2004年度の比較数値には反映されておらず、これにより金融商品及び保険契約は2004年度の英国において一般に公正妥当と認められる会計原則（UK GAAP）に従って会計処理されている。したがって、2005年度、2006年度、2007年度及び2008年度の業績は影響を受ける項目について2004年度の業績とすべて比較することはできない。

2006年11月28日付けで提出された有価証券届出書に掲載の独立した監査人の監査報告書（2006年3月9日付け）は、2005年12月31日終了事業年度に対する無限定適正意見を表明したものである。同監査報告書は、IFRSに基づく2004年度の比較数値を意見の対象とはしていないが、2004年12月31日及び2005年12月31日現在の連結財務書類（2004年度及び2005年度の2年度のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書及び認識利得損失計算書を含む。）は、米国証券取引委員会に提出されたフォーム20-Fによるパークレイズ・ピーエルシー年次報告書（以下「フォーム20-F」という。）にも含まれていた。フォーム20-Fに含まれる独立した登録公認会計事務所の報告書（2006年3月9日付け）では、2005年12月31日終了事業年度の前述の財務書類に含まれる、最近2年度の計数に対する無限定適正意見が表明されている。

2004年度、2005年度、2006年度、2007年度及び2008年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

（単位：百万ポンド）

	当グループ				
	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年
損益計算書からの 抜粋データ（注2）					
保険金控除後の収益合計	23,069	23,031	21,656	17,364	14,117
税引前利益	6,035	7,107	7,197	5,311	4,589
当期純利益	5,249	5,126	5,256	3,872	3,310
貸借対照表からの 抜粋データ					
少数株主持分を除く 株主資本	41,202	29,872	25,421	22,665	16,638
資産合計	2,053,029	1,227,583	996,503	924,170	538,300
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	32,870	(10,198)	10,057	3,679	5,204
投資活動に使用された キャッシュ純額	(8,755)	10,016	(1,177)	(5,432)	(7,033)
財務活動からの キャッシュ純額	13,117	3,512	565	793	2,962
現金及び現金同等物 一期末現在	64,509	33,078	30,402	20,405	14,517
その他					
平均従業員数（注1）	151,500	128,900	118,600	92,800	77,000

(続き)

(単位：百万ポンド)

	当行				
	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年
損益計算書からの 抜粋データ (注2)					
保険金控除後の収益合計				11,092	9,832
税引前利益				2,652	2,513
当期純利益				2,149	2,047
貸借対照表からの 抜粋データ					
少数株主持分を除く 株主資本	33,879	22,917	18,507	16,637	12,735
資産合計	1,987,542	1,105,807	841,557	763,448	485,610
キャッシュフロー計算書 からの抜粋データ					
営業活動からの キャッシュ純額	41,436	(12,878)	(5,642)	13,476	(1,899)
投資活動に使用された キャッシュ純額	(20,840)	7,950	15,095	(9,748)	(2,537)
財務活動からの キャッシュ純額	9,194	2,979	460	929	2,725
現金及び現金同等物 一期末現在	48,044	21,876	23,939	13,882	9,292
その他					
平均従業員数 (注1)	84,000	71,700	64,400	62,000	58,200

(注1) 従業員数には臨時社員及び派遣職員を含まない。

(注2) 1985年会社法第230条(3)に基づき、2006年度、2007年度及び2008年度について親会社の損益計算書は表示されていない。